

第32回 愛岐処分場専門家会議

日 時 令和7年1月28日(火)

午前10時45分

場 所 愛岐処分場 研修室

1 開 会

2 議 事

(1) 前回のふり返り

資料A-1

(2) 第29～31回意見対応シート

資料A-2

(3) 流出事故における再発防止策の対応状況

資料B

(4) 埋立状況

資料C

(5) 環境モニタリング

ア 令和5年度後期～令和6年度前期の結果

資料D-1

イ 令和7年度環境モニタリング計画の概要

資料D-2

(6) 処分場の情報発信

資料E

(7) その他

3 閉 会

第 29 回愛岐処分場専門家会議議事要旨

令和 6 年 2 月 26 日（月）午後 2 時～午後 3 時 30 分
多治見市役所駅北庁舎 4 階 第 3 会議室

委員 埋立状況について、愛岐処分場だけ見るとドラスティックに減っている。
色々な要因があると思うが、愛岐処分場の将来の利用計画が一応期間は埋立終了までとあるが、これだけドラスティックに減ってくるとその期間が長くなる。
今すぐに答えを必要とするわけではないが、計画変更が必要と理解しているのか。
計画変更するのであれば、どういうタイミングでどういう方向で考えているのか。

事務局 埋立期間を変更するタイミングと可能性について、現在地元と約束している期間は埋立終了までとあるので、埋立量がさらに減ってくれば埋立終了までの期間が事実上伸びるのではないかと考えている。今、何年度までと数字と言うのは難しいがおそらく向こう 30 年から 40 年程度埋立が可能と考えており、このことは多治見市、諏訪町の方々に話をしている。
今後、埋立量がさらに減るもしくは災害等で廃棄物を埋立しなくてはならないといった状況等、何か変化があった時には期間の変更も含めて丁寧に説明をする必要があると考えている。

委員 今日すぐに答えは求めていないが大事なことだと思う。5 年間の推移を見て、これだけ減っていれば計画変更しなくてはおかしい。
ただ、計画に埋立終了時とあるから変更しなくてもよいだけで処分場を抱えている地域にとっては大きな問題なのでもう少し踏み込んで検討してほしい。

事務局 検討をさせていただきたいと思っている。愛岐処分場を含めた 3 つの処分場にどのような配分で埋立ていくのか、状況を見ながら今後検討していきたい。

委員 家庭系、事業系のごみをそれぞれどのように削減していく努力をしているのか。

事務局 家庭系ごみに関しては、今年度 4 月からプラスチックの容器包装だけではなく、製品プラも合わせてプラスチック資源として収集を開始している。昨年度は紙製容器包装に加えて雑がみも名古屋市で収集を開始した。このように資源として出す機会を増やしてごみを減らす政策を行ってきた。
ごみの出し方については、若者や単身者に対してマンションやアパートの管理会社等と協力して分別の周知を行った。
事業系ごみについては、食品ロスを減らす取組を担当課が行っている。また、生ごみを資源化できる施設で処理するように事業者にも推奨も行っている。

委員 衣類のリサイクル、リユース、粗大ごみのリユースの取組みに力を入れていただきたい。

事務局 いただいたご意見を担当部署に伝えて、推進できるようにしていきたい。

委員 通常時だけではなく災害時のことも考え、最終処分場を持つということは必要であると思う。地元とも良い関係が築けている状況で、会話のなかで災害時の対応についても話をし、今後検討、対応していくのがよいのでは。

事務局 地元との良い関係を保ちつつ、折に触れて処分場の状況をしっかり伝えていきたい。

委員 観測井の水は生活水に使っているのか。

事務局 諏訪町の調査に使っている井戸の水は生活水としては使用せず、花の水やり等に使用している。

委員 今回の環境モニタリングの結果は特に問題はない。もし、可能であるのなら、12ページの浸出水②生活環境項目等の塩化物イオン、電気伝導率、カルシウムの3項目についても過去3年間の数値があるとよい。資料3-7では塩化物イオンの過去3年間の結果をグラフにしてあり、非常に良い結果でわかりやすくよい。可能であれば浸出水の特定項目についても過去3年間の数値がわかるようにしてほしい。また、予算があれば脱水ケーキの分析も引き続き行ってほしい。

事務局 浸出水の塩化物イオン等の過去3年間の数値について、来年度から資料として提出していく。また、脱水ケーキの重金属類の含有量試験については来年度以降も実施していく予定である。

委員 愛岐処分場に入る焼却灰は、埋められる段階ですでに処理されているのか、それともその時点ではまだいろいろ含有されていてその後の過程で処理しているのか。

事務局 有害物質については工場において計測をしており、異常値が出た時は愛岐処分場への搬入をストップしており、工場において規制をしている。それでも処分場へ搬入された灰やごみに有害物質が全く含まれていないとも限らないため、それらについてどのように除去していくかを処分場で対応している。

委員 49ページ「ごみ質の変化を把握するための資料1」の鉛平均の直近のデータが抜けていると思われるが何か測定されていない理由があるのか。

事務局 データが抜けているだけだと思う。測定は行っている。

座長 次回にデータを入れた資料を提出してほしい。

委員 環境モニタリングの測定について、少し過剰でないかという思いもある。重点的にやるべきことは実施し、メリハリをつけたほうがよいのでは。測定で使用する薬品を廃棄するのも大変なので、無駄な測定で廃棄物を出すことは今の時代は問題であると思う。ゼロにするのではなく、回数を減らしたり集約したりしてはどうか。検討していただきたい。

座長 地元や多治見市の意見も聞き、検討項目として挙げていただきたい。

委員 この会議について、最初設置されてから、浸出水処理施設の流出事故があり、その後は10年くらい安定してきているといった流れを一度整理し、この会議の場で示すことで多治見市としても納得しやすいと思う。科学的だけでなく社会的にも納得でき、信頼できるものを求めていくためには一度振り返り、整理するとよいのではないかと思う。

事務局 おっしゃられるとおり一度整理して、次回の会議で何かしらお示しし意見を伺いたい。

委員 ごみ処理施設見学会に参加した小学校は4校だがそれ以上の参加は可能か。

事務局 希望があれば参加してもらいたい。4、5年生の副読本で環境についても学んでもらってる。学校側が毎年度テーマを決めており、環境以外のテーマの学校もある。

座長 愛岐処分場の施設が今年度完成することですので、来年度の会議を新しくできた愛岐処分場で行ってはどうか。

委員 賛成。ぜひ。

座長 では、来年度の会議は愛岐処分場で行うということで。よろしくお願いします。

第 30 回愛岐処分場専門家会議議事要旨

日時：令和 6 年 3 月 11 日(月) 午前 10 時～11 時 45 分

場所：多治見市役所本庁舎 2 階 大会議室

委員 停電復旧手順を記載したマニュアルに基づいて作業していたのか。

事務局 復電の際に仮設ポンプが動き出す認識がなく、想定していなかったため、マニュアルを作成していなかった。

委員 電気を復旧する時には、まずサブの電源をすべて落としておき、メインを入れた後に必要に応じてサブをオンにしていくと思うが、今回はその手順で行っていなかったのか。

事務局 その手順で行っていなかったと聞いている。

委員 電気工事受注者がその手順をとらなかったのはなぜか。

事務局 電気工事受注者や運転管理受託者に、復電時にポンプが作動する認識がなかったからだと考えている。

委員 新処理施設が稼働するまでには、マニュアルを整備することや、別の処理施設の制御信号を入れるなどが必要ではないか。今後の工事、特に新処理施設に切り替えるときに発生する事象を事前にシミュレーションして、うまくやっていただければと思う。

事務局 新処理施設が間もなく稼働できる状態になるので、気を付けて切り換えていきたい。仮設ポンプは使用しない方向で考えている。

委員 一部報道で「誤作動だった」とあったが実際はどうなのか。

事務局 機械の誤作動ではなく、作業手順の認識不足があったためポンプが作動してしまったと考えている。

委員 名古屋市は、事故原因 1 から 5 をまとめると作業手順の認識不足だったと結論付けているが、これらは事故を引き起こした直接的な原因である。この前にもっと大きな原因があり、それを明確にしていくべきだと思う。

事務局 処分場を運営するものとして、あってはならない事故ということを再認識して、取り組みを根本から変えていく必要があると考えている。

委員 通常作業とは異なる作業にもかかわらず、マニュアルもなく、事業プラン自体に欠陥があったと言わざるを得ない。今回の事故は組織的なエラーとしか言いようがない。

委員 この事故は起こるべきして起きたと思う。どこで何を確認するのか明確ではなかった。計画停電の実施頻度はどのくらいか。今後どのように名古屋市民や多治見市民に説明していくつもりなのか。

事務局 計画停電は毎年1回実施している。

事務局 工事に関しての共通部分のマニュアルを整理して、組織的な問題について職員の意識改革を行い、今後の対応について市民の皆様に説明していきたい。

委員 今回流出した処理水は、経常的に繰り返し処理を行っていたものがあるため、基準値を下回るリスクの少ない水が排出されたということか。

事務局 はい。

委員 電気工事受注者の上位に現場監督といった責任者はいなかったのか。

事務局 新処理施設のプラント工事請負業者は、今回の電気系統の切替作業に直接関わっていなかった。

委員 新処理施設のプラント工事契約に仮設ポンプの管理は含まれていなかったということか。

事務局 はい。

委員 運転管理受託者は、これまでずっと運転管理をしているところか。

事務局 はい。

委員 仮設ポンプに関しては、運転管理受託者に責任があったということか。

事務局 通常の運転についてはそのとおりである。

委員 工事だけでなく責任管理まできちんと行う業者と契約をしなかった名古屋市の契約方法に問題があると思う。しっかりとした技術力をもつ業者には、その技術力に対し金額がかかるものであり、落札金額だけで決定すればよいという問題ではないので、名古屋市の組織として考えてほしい。

事務局 契約関係については、市全体の話になるので、どこまで具体的な対策ができるかを答えることはできないが、そういった点もあることを認識させていただく。

委員 新聞で誤作動という誤った情報が流れているので、プレスリリースをし直すべきである。市民に、事故の顛末、原因の正しい情報を伝えていただきたい。根本的な原因を明確にして、定例の時期を待たずに再度専門家会議を開催し、報告していただきたい。

事務局 どのような方法で行うかについて検討させていただきたい。

事務局 ご意見のとおり次回の専門家会議の開催については定例の時期ではなく、その前に報告させていただけるよう、日程を調整させていただきたい。

委員 市民に情報を公表することは誠意でもあり、ホームページなどで、正しい情報をいち早くオープンにすることでも安心感は違う。その後は情報をアップデートすることで情報を届けることが必要。どのように対応するかをマニュアル化し組織を改善して欲しい。

事務局 迅速な対応等についてきちんと整理していきたい。

委員 今回の電気系統の切替作業に立ち会った市職員は、どのような権限、知識を持った人物であったのか。作業の責任者は誰なのか、名古屋市なのか、電気工事受注者なのか。

事務局 名古屋市の職員が、きちん作業が行われているかを監督する立場である。

委員 今回のような事故が起きた場合にも対応策が分かる職員ではなく、単に作業の確認をしているということか。

事務局 はい。

委員 全体を統括する立場の職員がいなかったということか。浸出水流出の原因を突き止めたのは誰なのか。制御装置を復帰させたのは誰なのか。

事務局 運転管理受託者が、浸出水の流出に気がつき、制御装置を復帰させた。

委員 運転管理受託者は、電気系統の切替作業には加わっていなかったということか。

事務局 はい。ただし電気系統の切替作業を行うことは伝えてあった。

委員 今回の電気系統の切替作業について、電気工事受注者、運転管理受託者、名古屋市職員の間で全体的なミーティングを行っていなかったことが大きいのでは。

事務局 停電と復電の想定時間等は各社に知らせていたが、作業の詳細については打合せをしていなかった。

委員 復電の想定時間等を知らせしたのは名古屋市職員か。

事務局 はい。

委員 そうすると、この工事は名古屋市職員が一番大元の責任者か。

事務局 全体を調整するという立場から、名古屋市が責任者である。

委員 今回の作業の責任者が名古屋市であるならば、関係者合同のミーティングをして情報共有をしていなかったことが1番の原因ではないか。もしそうであるのならそのことを明確に原因として書いたほうがよい。ただ、責任者が名古屋市なのか、明確ではないため、今回の契約がどのような契約であったのかきちんと示して欲しい。

委員 作業手順の認識不足とあるが、今回の事故は、その作業手順を実行する組織自体が適切に運用できていなかったのではないか。それが本質的な原因でないか。

それに対する対策を考えるべきである。

座長 今回のような事故を二度と起こさないために、工事発注がどのような内容

であったのかについて資料があるとよい。入札であれば金額が安い業者になってしまうが、処分場などは環境に大きな負荷をかけるような施設であるので発注業務に関して検討する必要がある。

委員 資料を見て、運転管理受託者の事故当日の対応、管理業務が不適切だと思う。

委員 本当の事故原因についてきちんと明らかにすることで、多治見市民の納得や信頼を得ることができると思う。幸い、環境への大きな影響はなかったと思う。

座長 新処理施設の試運転はとてもしっかりと行っているので、今回の事故がなぜ起きたかを再度、専門家会議の場で検証できればよいと思う。契約の関係など分かりやすく資料にまとめていただいたうえで、再度の専門家会議の開催をお願いしたい。

第 31 回愛岐処分場専門家会議議事要旨

日時：令和 6 年 4 月 11 日(木) 午前 10 時～10 時 45 分

場所：多治見市役所本庁舎 2 階 大会議室

委員 新処理施設における安全対策とは事故の有無にかかわらず、もともと新処理施設に備わっていた機能と考えてよいか。

事務局 はい。

委員 増設する分も含めて監視カメラの映像は環境局の誰か責任者しか見られないのか、同時に複数の部署で確認ができるものなのか。

事務局 処分場、本庁職員がそれぞれ自席で同時に見ることができる。

委員 遠隔通報システムについて、まず警報発報があり、監視カメラを確認するのか、それとも常時監視カメラを確認し、万が一のための警報発報なのか。セキュリティが全部並列にあると安全ではないので、低いハードルと高いハードルを設けて、チェックの優先順位をつけていただく方がいい。オーバーフローについても確認したい。警報発報はオーバーフローする前か、した後か。

事務局 警報の発報が最優先であり、あくまで監視カメラはサブ的なものと考えている。オーバーフローに関しては、警報の発報がオーバーフローしてからでは間に合わないので、オーバーフロー前に警報が発報される。

委員 警報が発報された場合に複数の人に通知されると、誰かが対応するだろうと思って、結局みんなが見過ごしてしまうこともよくある。警報発報時の責任者をマニュアルに明記するとよい。

委員 浸出水処理施設を運営する組織としての脆弱な点を 3 つの本質的原因としてこの報告書にきちんとまとめられていると思う。組織的に弱い部分があったことをしっかり認めたうえで直接的原因を明確にし、再発防止策を整理しているので、信頼度があると思う。

あと、やはり運転管理受託者が工程会議のメンバーに入っていなかったのが大きかったんだろうと思う。契約については複数の業者が関わっている、名古屋市が複数の業者を調整してとりまとめをしていく体制

が重要で、徹底していく必要がある。

事務局 今後も処分場の運営をしっかりと行い、信頼を取り戻す努力をしていきたい。

委員 愛岐処分場は名古屋市のごみ処理行政に欠かせない施設で、多治見市に立地していることから、地元のご理解と信頼を得て初めて運営できると書かれていてそれはとても重要なこと。名古屋市民にも処分場の実情について、もっと関心を持ってもらえるようホームページでの情報発信も行っていきたい。

委員 名古屋市民の特に若い世代の方は、名古屋市の処分場が多治見市にあるということを知らない方も多い。そういう方たちにも分かりやすく理解できるような情報発信を行ってほしい。

監視カメラのメンテナンスは定期的に行うのか。

事務局 定期的ではなく、不具合の都度、対応していく予定である。

座長 監視カメラが故障して止まっても画像を見ているだけではわからないので何か対策があるとよい。

事務局 現在も監視モニターが映した映像に時間が出るようにはなっている。

委員 技術系職員による処分場へのバックアップ体制の強化のため、本庁、工場の技術系職員をバックアップにつけることで改善はすると思うが、処分場に技術系職員が常時いることが望ましい。

トラブルを起こした旧処理施設については早いうちに解体のスケジュールを立てる必要があるが、その見込は。

事務局 旧処理施設については、令和 6 年度に清掃と解体に向けた準備を行い、予算が認められれば令和 7 年度に解体を行っていきたい。

事務局 処分場には主には土木職員、他に電気、化学の職員が 1 名ずつ配置している。日常業務はこれらの職員と担当課長や課長補佐を含めた体制で行い、マニュアル作成時や工事発注時には本庁や工場の職員でも確認するなどして対応していきたい。

委員 処分場は名古屋市と多治見市の信頼関係、市民や社会の信頼のうえに成

り立っている。今回の事故の初動ではマスコミ報道や先回の会議などで出足がつまづいたものの、短期間に回復する対応ができたのは大きいと思う。今後も市民や社会の信頼のうえに成り立っているということにしっかりと軸足を置いて対応して欲しい。

事務局 本日の議論の内容、今回の事故の原因と再発防止策、水質調査の最終結果について今後しっかりと公表していきたい。

第29～31回意見対応シート

	意見	対応
1	浸出水の健康項目等、生活環境項目等について、過去3年間の測定値がわかるようにしてほしい。	調査結果に過去3年間の測定値が分かるように記載しました。 (資料D－1 22ページ)
2	環境モニタリングの測定回数について、減らしたり集約してはどうか。	3月に流出事故を起こし再発防止対策を実施していることを踏まえ、測定回数の見直しは先送りとなりました。来年度以降に検討させていただきます。
3	遠隔通報システムについて、警報発報時の責任者をマニュアルに明記するとよい。	愛岐処分場事故・災害等の防止対応マニュアルに明記しました。
4	監視カメラが故障して止まっても画像を見ているだけではわからないので何か対策があるとよい。	画像に変化がない水槽上部に吹き流しを設置し、カメラの作動状況が確認できるようにしました。
5	旧処理施設について早期に解体スケジュールを立てる必要があるが、その見込はどうか。	令和7年度に解体を行えるように、予算要求をしているところです。

流出事故における再発防止策の対応状況

区分	内容	実施時期
関係者間の 情報共有の徹底	工程調整会議による情報共有の徹底	適宜実施
マニュアルの 見直し等	事故災害等の防止・対応マニュアルの見直し	実施済
	工事施工監理チェックリストの充実	実施済
	停電・復電作業マニュアルの作成	実施済
	受注者間の情報共有徹底を明記した工事委託 特記仕様書の作成	実施済
危機管理意識の 醸成	事故事例研修の実施（毎年）	5/20、5/21 実施
	停電・復電作業訓練の実施（毎年）	11/18、11/26 実施
	事故の概要や原因、再発防止策等をホームページで公表	実施済
監視体制の強化	浸出水処理施設の異常を通報するシステムの 導入	11/27 運用開始
	浸出水処理施設の監視カメラ新設	11/1 運用開始

○再発防止策（研修・訓練）の実施状況

1. 事故・災害等の防止対応マニュアル研修

（実施日） 令和6年5月20日（月）、5月21日（火）

（参加者） 処分場職員（13人）

事故発生 of 未然防止及び事故・災害等が発生した場合の速やかな応急対策を実施するために、事故・災害等の防止対応マニュアルを用いた研修を毎年度実施しています。

今年度は、見直したマニュアルの内容を中心とした研修に加え、今回及び平成14年の流出事故の事例を取り上げ、重点的に事故原因や再発防止対策、発生した時の対応等について研修を行いました。

2. 停電、復電作業訓練

（実施日） 令和6年11月18日（月）

（参加者） 停電、復電作業者（処分場職員（3人）、処理施設運転管理者（5人）、電気工作物保安管理者（1人）

停電・復電作業マニュアル（再発防止対策で作成）を用い、作業での事故を防止するために、作業手順、連絡体制、役割分担等を確認する訓練を実施しました。

なお、訓練において集合場所や連絡方法について改善点が見つかり、マニュアルへ反映させ、当日の作業は円滑に行うことが出来ました。

【訓練の状況】



3. 電気設備研修

(実施日) 令和6年11月26日(火)

(参加者) 処分場職員(6人)、施設課職員(2人)

電気設備についての基本的な知識を身に付け、工事に起因する事故の防止や非常時の対応等を迅速に行うために、電気施設の概要、配線経路、非常用発電設備等の研修を実施しました。

なお、初めて行う研修のため、オブザーバーとして他部署の電気技術職員に内容を検討する段階から参加してもらい、助言をもらいながら研修を実施しました。

【研修の状況】



埋立状況

(愛岐処分場の残余容量と埋立実績)

1 残余容量

(令和6年度当初)

区 分	実 績
全 体 容 量	約 444 万 m ³
残 余 容 量	約 37 万 7 千 m ³ (約 57 万 3 千 t)
令和5年度埋立容量	約 3 千 m ³ (埋立実績 4,177 t)
埋 立 期 間	昭和 57 年度から埋立終了まで

2 埋立実績

(単位：t)

区 分	令和5年度
焼 却 灰 等	976
主 灰	138
飛 灰	747
溶 融 飛 灰	92
破碎後の不燃物等	2,211
破 碎 不 燃 物	639
市収集・自己搬入	1,573
多治見市埋立分	989
合 計	4,177

(注) 飛灰は安定化処理したものです。

(注) 数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、計が一致しない場合があります。

埋立量の推移

(単位：t)

年度	愛岐処分場	第二処分場	衣浦港3号地 廃棄物最終 処分場	計
令和 元	27,347	10,515	12,013	49,875
2	13,948	5,008	11,979	30,934
3	8,295	2,751	11,953	23,000
4	5,101	2,973	11,981	20,056
5	4,177	3,414	12,059	19,650

(注) 数字の単位未満は四捨五入を原則としたので、計が一致しない場合があります。

令和5年度後期～令和6年度前期 環境モニタリング結果

1. 調査目的 2. 調査期間 3. 調査に係る測定業者 4. 調査概要 5. 調査結果 (1)浸出水 (2)放流水 (3)地下水 観測井1／観測井2／湧水地点 付替水路／諏訪町集落内井戸 (4)沢水 深見沢防災調整池2合流点上流/ 諏訪中橋上流（深見沢）/諏訪中橋 下流（深見沢） /水落観音 (5)河川水 土岐川（庄内川） (6)沢底質 (7)表土 (8)臭気 (9)廃棄物（脱水ケーキ） (10)大気 6. 調査結果のまとめ	7. 資料 環境モニタリング事項に適用される基準(参考) 環境モニタリングに関して参考とした基準(参考) 資料1 浸出水 処理施設入口 資料2 放流水 処理施設出口 資料3-1 地下水 観測井1 資料3-2 地下水 観測井2 資料3-3 地下水 湧水地点 資料3-4 地下水 付替水路 資料3-5 地下水 諏訪町集落内井戸 資料3-6 観測井の電気伝導率連続測定結果 及び周縁地下水の塩化物イオン 測定結果 資料3-7 過去3年間の結果 資料4-1 沢水 深見沢防災調整池2合 流点上流 資料4-2 沢水 諏訪中橋上流(深見沢) 資料4-3 沢水 諏訪中橋下流(深見沢) 資料4-4 沢水 水落観音 資料4-5 河川水 土岐川 資料5 沢底質 資料6 表土（覆土） 資料7 臭気 資料8 廃棄物（脱水ケーキ） 資料9 大気 8. その他 ごみ質の変化を把握するための資料
--	---

令和7年1月
名古屋市環境局

1. 調査目的

この調査は、愛岐処分場の公害対策に係る措置の効果及び周辺環境の保全状況を継続的に把握するため、多治見市と名古屋市の協定書に基づく「愛岐処分場環境モニタリング計画」に従って実施したものである。

2. 調査期間

令和5年10月から令和6年9月まで

3. 調査に係る測定業者

(1)環境モニタリング調査、臭気調査、大気調査（アスベスト濃度）

（株）総合保健センター（岐阜県可児市川合136番地8）

(2)大気調査（ダイオキシン類）

（一財）東海技術センター（名古屋市名東区猪子石二丁目710番地）

4. 調査概要

環境モニタリング地点一覧表及び環境モニタリング地点図に示した18地点（分析対象の検体毎では26地点）において、浸出水、放流水、地下水、沢水、河川水、沢底質、表土、臭気、廃棄物及び大気の調査を行った。

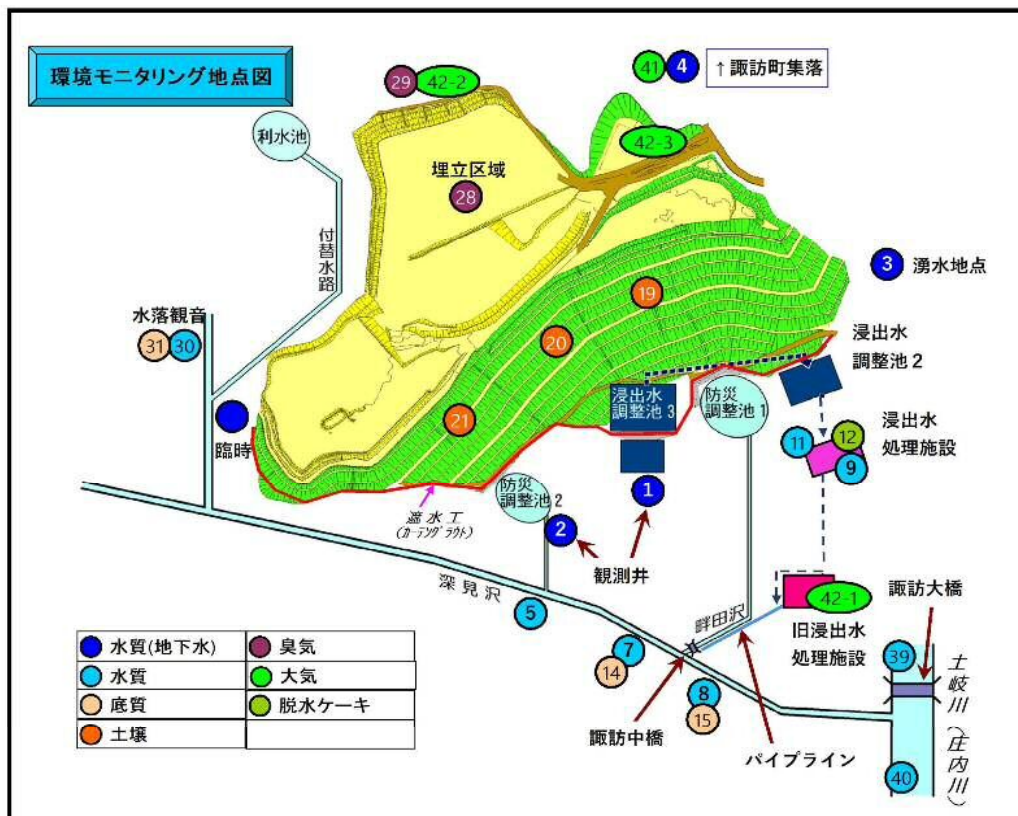
調査した検体数等は、延べ143検体、1853項目（観測井1、2で連続測定している水素イオン濃度及び電気伝導率を除く。）となった。

環境モニタリング地点一覧表

地点番号・地点名		分析対象	分析内容
1	観測井1	地下水	水質
2	観測井2		
3	湧水地点		
臨	付替水路		
4	諏訪町集落内井戸	沢水 (深見沢)	
5	防災調整池2合流点上流		
7	諏訪中橋上流		
8	諏訪中橋下流		
9	処理施設出口	放流水	
11	処理施設入口	浸出水	
12	脱水ケーキ	脱水ケーキ	溶出
14	諏訪中橋上流	底質 (深見沢)	溶出
15	諏訪中橋下流		

地点番号・地点名		分析対象	分析内容
19	地点B	表土	溶出
20	地点C		含有量
21	地点D		
28	埋立作業直近	臭気	物質濃度 臭気指数
29	風下敷地境界 (風向きにより測定場所を決定)		
30	水落観音	沢水	水質
31		底質	溶出
39	諏訪大橋上流	河川水 (土岐川)	水質
40	諏訪大橋下流		
41	諏訪町集落内	大気	物質濃度
42-1	埋立地境界		
42-2			
42-3			

環境モニタリング地点図



環境モニタリングの測定検体数、項目数及び延項目数

測定の内容				検体数	項目数	延項目数
調査対象	地点数	調査場所	測定地点			
浸出水	1	処理施設入口	11	12	45	235
放流水	1	処理施設出口	9	12	49	239
地下水	5	観測井1	1	12	47	163
		観測井2	2	12	47	140
		湧水	3	12	45	117
		付替水路	臨時	1	28	28
		諏訪町集落内井戸	4	4	47	94
沢水	4	深見沢防災調整池2合流点上流	5	12	44	122
		諏訪中橋上流(深見沢)	7	12	44	133
		諏訪中橋下流(深見沢)	8	12	45	190
		水落観音	30	12	44	122
河川水	2	諏訪大橋上流	39	1	45	45
		諏訪大橋下流	40	1	45	45
沢底質	3	溶出試験	14,15,31	3	27	45
	1	含有量試験	15	1	1	1
表土	3	溶出試験	19,20,21	3	27	29
	3	含有量試験		3	10	12
臭気	2	大気	28,29	2	23	46
廃棄物	1	溶出試験、含有量試験 脱水ケーキ	12	2	33	33
大気	4	諏訪町集落内	41	3	3	3
		埋立地境界(浸出水処理施設)	42-1	5	3	5
		埋立地境界(建設事務所)	42-2	5	3	5
		埋立地境界(北門付近)	42-3	1	1	1
合 計				143	706	1853

《本報告書の表記について》

- ① 処分場の排水基準は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に定められている。また、愛岐処分場では一部排水基準値より厳しい自主管理値を定めている。
- ② 水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する項目、ダイオキシン類及び要監視項目を「健康項目等」、その他排水基準が設定されている項目、塩化物イオン、電気伝導率、カルシウムを「生活環境項目等」と表記している。
- ③ 測定値欄の不等号(<)に続く数字は、定量下限値未満を意味する。本文ではこの定量下限値未満を「検出されなかった」と表現した。
- ④ 平均値の算出において、定量下限値未満の場合は、定量下限値を実数とみなし計算した。
- ⑤ 総水銀が検出されなかった場合はアルキル水銀の測定を行わなかった。
- ⑥ 排水基準の「アンモニウム、硝酸、亜硝酸化合物」は「アンモニア性窒素」を0.4倍したものと「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」との合計値である。
- ⑦ 比較する基準値のない測定項目については、参考として、過去3年間の測定値を記載した。

5. 調査結果

(1)浸出水

処理施設入口（測定地点11）で測定した。詳細測定データ⇒資料1 参照

①健康項目等（28項目を測定）

項 目	測定回数	基準値を満たすための処理の必要性	測定値	過去3年間の測定値	[参考] 排水基準値
弗素	4	—	0.1 mg/L	0.1～1.3 mg/L	15 mg/L
硼素	4	—	0.73～0.93 mg/L	0.65～1.2 mg/L	50 mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	—	0.13～9.0 mg/L	0.10～8.7 mg/L	—
アンモニア性窒素	12	—	<0.05～21 mg/L	11～42 mg/L	—
アンモニウム、硝酸、亜硝酸化合物	—	—	9～20 mg/L	2.1～15 mg/L	200 mg/L
1,4-ジオキサン	1	—	0.0090 mg/L	0.010 mg/L	0.5 mg/L

* 計算で算出

- ・ 28項目中5項目が検出されたが、排水基準値を下回っていた。

②生活環境項目等（17項目を測定）

項 目	測定回数	基準値を満たすための処理の必要性	測定値	過去3年間の測定値	[参考] 排水基準値
水素イオン濃度	12	—	6.8～7.7	7.1～7.7	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量	12	有	0.9～45 mg/L	2.4～31 mg/L	60 【20】 mg/L
化学的酸素要求量	12	有	3.8～23 mg/L	13～39 mg/L	【20】 mg/L
浮遊物質質量	12	有	1～19 mg/L	2～37 mg/L	60 【10】 mg/L
亜鉛	12	—	<0.01～0.02 mg/L	<0.01～0.11 mg/L	2 mg/L
溶解性鉄	12	—	<0.1～1.8 mg/L	0.1～1.2 mg/L	10 mg/L
溶解性マンガン	12	—	1.6～8.5 mg/L	1.1～5.2 mg/L	10 mg/L
大腸菌群数	12	—	<30～160 個/cm ³	<30～140 個/cm ³	(3000個/cm ³)
全窒素	12	有	4.1～52 mg/L	28～81 mg/L	120(60) 【20】 mg/L
全燐	4	—	0.06～0.54 mg/L	0.16～0.44 mg/L	16 (8) mg/L
塩化物イオン	12	—	1500～4100 mg/L	1800～4900 mg/L	—
電気伝導率	12	—	480～1300 mS/m	630～1500 mg/L	—
カルシウム	4	—	220～470 mg/L	270～550 mg/L	—

排水基準値欄の（ ）は日間平均、【 】は自主管理値。

- ・ 17項目中13項目が検出され、排水基準値を超過するため処理が必要な項目は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質質量、全窒素であった。

(2)放流水

処理施設出口（測定地点 9）で調査した。詳細測定データ⇒資料 2 参照

①健康項目等（29項目を測定）

項 目	測定 回数	測定値	排水基準値	自主 管理値	基準超過回数
砒素	4	0.70～0.97 mg/L	50 mg/L	—	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	0.08～6.5 mg/L	—	—	—
アンモニウム、硝酸、亜硝酸 化合物	—	0.10～6.5 mg/L	200 mg/L	—	0
1,4-ジオキサン	1	0.0080 mg/L	0.5 mg/L	—	0

* 計算
で算出

- ・ 29項目中3項目が検出されたが、排水基準値及び自主管理値を下回っていた。

②生活環境項目等（17項目を測定）

項 目	測定 回数	測定値	排水基準値	自主 管理値	基準超過回数
水素イオン濃度	12	6.8～7.5	5.8～8.6	—	0
生物化学的酸素要求量	12	<0.5～1.2 mg/L	60 mg/L	20mg/L	0
化学的酸素要求量	12	1.9～8.2 mg/L	—	20mg/L	—
浮遊物質	12	<1～1 mg/L	60 mg/L	10mg/L	0
亜鉛	12	<0.01～0.01 mg/L	2 mg/L	—	0
溶解性鉄	12	<0.1～0.4 mg/L	10 mg/L	—	0
溶解性マンガン	12	<0.1～7.6 mg/L	10 mg/L	—	0
全窒素	12	1.7～7.5 mg/L	120(60) mg/L	20mg/L	0
全リン	4	0.02～0.13 mg/L	16(8) mg/L	—	0
塩化物イオン	12	1700～4200 mg/L	—	—	—
電気伝導率	12	520～1300 mS/m	—	—	—
カルシウム	4	220～460 mg/L	—	—	—

排水基準値欄の（ ）は日間平均。

- ・ 17項目中12項目が検出されたが、排水基準値及び自主管理値を下回っていた。
- ・ 要監視項目のニッケルは0.006mg/L、フタル酸ジエチルヘキシル及びダイアジノン検出されなかった。

(3)地下水

観測井 1（測定地点 1）、観測井 2（測定地点 2）、湧水地点（測定地点 3）、
付替水路（測定地点 臨時）、諏訪町集落内井戸（測定地点 4）で測定した。
詳細測定データ⇒資料3-1、3-2、3-3、3-4、3-5参照

①観測井 1

ア．健康項目等（30項目を測定）

項 目	測定 回数	測定値	地下水等検査基準 値及びダイオキシン類 維持管理基準値	基準超過回数
弗素	2	0.1 mg/L	0.8 mg/L	0
ダイオキシン類	2	0.049 pg-TEQ/L 0.061 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L	0

※ 欄中に数値が 2 段書きされているものは、上段が冬季、下段が夏季に測定した結果である。

- ・ 30項目中2項目が検出されたが、基準値を下回っていた。

イ．生活環境項目等（16項目を測定）

項 目	測定 回数	測定値	過去 3 年間の測定値
水素イオン濃度	2	6.8～7.3	6.8～7.3
生物化学的酸素要求量	4	<0.5～0.7 mg/L	<0.5 mg/L
化学的酸素要求量	4	0.5～1.8 mg/L	<0.5～0.7 mg/L
浮遊物質量	4	<1～8 mg/L	<1～1 mg/L
溶解性鉄	1	0.43 mg/L	0.09～0.60 mg/L
溶解性マンガン	4	0.08～0.17 mg/L	0.09～0.12 mg/L
全窒素	12	0.16～0.37 mg/L	<0.05～0.42 mg/L
全磷	1	0.025 mg/L	0.011～0.034 mg/L
塩化物イオン	12	14～81 mg/L	24～49 mg/L
電気伝導率	12	13～44 mS/m	24～34 mS/m

- ・ 16項目中10項目が検出されたが、化学的酸素要求量、塩化物イオン、電気伝導率の最大値は過去3年と比較して高い結果であった。それ以外の項目は過去3年と比較してほぼ同じ測定結果であった。
- ・ 要監視項目のニッケルは検出されなかった。

②観測井 2

ア. 健康項目等（30項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	地下水等検査基準値及びダイオキシン類維持管理基準値	基準超過回数
アンモニア性窒素	12	<0.05～0.12 mg/L	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	<0.05～0.10 mg/L	—	—
ダイオキシン類	1	0.057 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L	0

- ・ 30項目中3項目が検出されたが、基準値を下回っていた。

イ. 生活環境項目等（16項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去3年間の測定値
水素イオン濃度	1	6.2	6.3～7.1
生物化学的酸素要求量	4	1.3～16 mg/L	0.6～8.9 mg/L
化学的酸素要求量	4	0.8～3.9 mg/L	0.6～3.3 mg/L
浮遊物質量	5	<1～2 mg/L	1～9 mg/L
溶解性マンガン	4	<0.01～0.03 mg/L	<0.01～0.04 mg/L
大腸菌群数	1	170 MPN/100mL	7.8～1300 MPN/100mL
全窒素	12	0.11～0.77 mg/L	0.10～0.51 mg/L
全磷	1	0.022 mg/L	0.020～0.047 mg/L
塩化物イオン	12	6.5～12 mg/L	6.1～11 mg/L
電気伝導率	12	10～13 mS/m	12～14 mS/m

- ・ 16項目中10項目が検出されたが、過去3年と比較してほぼ同じ測定結果であった。
- ・ 要監視項目のニッケルは、0.002mg/Lであった。

③湧水地点

ア. 健康項目等（30項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	[参考] 環境基準値	基準超過回数
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	0.12～0.22 mg/L	10	0

- ・ 30項目中1項目が検出されたが、参考とした環境基準値を下回っていた。

イ. 生活環境項目等（16項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去3年間の測定値
水素イオン濃度	12	6.3～7.1	6.5～7.1
生物化学的酸素要求量	4	<0.5～2.1 mg/L	<0.5～0.5 mg/L
化学的酸素要求量	4	1.4～9.3 mg/L	0.7～5.6 mg/L
浮遊物質	4	<1～44 mg/L	<1～8 mg/L
溶解性鉄	1	0.01 mg/L	0.01 mg/L
溶解性マンガン	4	<0.01～0.01 mg/L	<0.01～0.02 mg/L
大腸菌群数	1	1300 MPN/100mL	460～22000 MPN/100mL
全窒素	4	0.29～1.6 mg/L	0.18～0.54 mg/L
全磷	1	0.006 mg/L	0.004～0.015 mg/L
塩化物イオン	12	8.8～12 mg/L	10～13 mg/L
電気伝導率	12	6.1～8.5 mS/m	6.4～8.2 mS/m

- ・ 16項目中11項目が検出されたが、過去3年と比較してほぼ同じ測定結果であった。

④付替水路（臨時）

ア．健康項目等（12項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	[参考] 環境基準値	基準超過回数
弗素	1	0.1 mg/L	0.8 mg/L	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	0.08 mg/L	10 mg/L	0

- ・ 12項目中2項目が検出されたが、参考とした環境基準値を下回っていた。

イ．生活環境項目等（16項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去3年間の測定値
水素イオン濃度	1	7.3	5.8～6.9
生物化学的酸素要求量	1	0.8 mg/L	<0.5 mg/L
化学的酸素要求量	1	3.4 mg/L	2.3～2.4 mg/L
浮遊物質	1	1 mg/L	3～4 mg/L
溶解性鉄	1	0.03 mg/L	0.02～0.03 mg/L
大腸菌群数	1	4900 MPN/100mL	2300～4900 MPN/100mL
全窒素	1	0.16 mg/L	0.13～0.14 mg/L
全燐	1	0.017 mg/L	0.019～0.021 mg/L
塩化物イオン	1	2.5 mg/L	3.1～4.9 mg/L
電気伝導率	1	3.2 mS/m	3.2～4.0 mS/m

- ・ 16項目中10項目が検出されたが、過去3年と比較してほぼ同じ測定結果であった。

⑤諏訪町集落内井戸

ア. 健康項目等（30項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	[参考] 環境基準値	基準超過回数
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	0.44～0.48 mg/L	10	0

- ・ 30項目中1項目が検出されたが、参考とした環境基準値を下回っていた。

イ. 生活環境項目等（16項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去3年間の測定値
水素イオン濃度	4	5.7～6.1	5.8～6.2
化学的酸素要求量	4	0.5～0.8 mg/L	<0.5～0.7 mg/L
浮遊物質	4	<1～1 mg/L	<1～1 mg/L
銅	1	0.03 mg/L	0.01～0.03 mg/L
亜鉛	1	0.01 mg/L	<0.01 mg/L
溶解性鉄	1	0.04 mg/L	0.02～0.30 mg/L
大腸菌群数	1	3300 MPN/100mL	2200～2300 MPN/100mL
全窒素	4	0.54～0.70 mg/L	0.53～0.82 mg/L
全燐	1	0.068 mg/L	0.069～0.076 mg/L
塩化物イオン	4	6.6～6.9 mg/L	5.7～7.9 mg/L
電気伝導率	4	7.7～8.1 mS/m	7.4～9.5 mS/m

- ・ 16項目中11項目が検出されたが、過去3年と比較してほぼ同じ測定結果であった。
- ・ 要監視項目のニッケルは0.001mg/Lであった。

(4) 沢水

深見沢防災調整池 2 合流点上流（測定地点5）、諏訪中橋上流〔深見沢〕（測定地点7）

諏訪中橋下流（測定地点8）、水落観音（測定地点30）で測定した。

詳細測定データ⇒資料4-1、4-2、4-3、4-4参照

① 深見沢防災調整池 2 合流点上流

ア．健康項目等（28項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去3年間の測定値
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	0.14～0.56 mg/L	0.18～0.33 mg/L

- ・ 28項目中1項目が検出されたが、過去3年と比較してほぼ同じ測定結果であった。

イ．生活環境項目等（16項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去3年間の測定値
水素イオン濃度	12	6.9～7.2	6.8～7.2
化学的酸素要求量	4	0.8～2.4 mg/L	0.5～2.3 mg/L
浮遊物質	4	<1～2 mg/L	<1～4 mg/L
溶解性鉄	1	0.02 mg/L	0.01～0.04 mg/L
大腸菌群数	4	330～23000 MPN/100mL	79～13000 MPN/100mL
全窒素	4	0.24～0.64 mg/L	0.23～0.45 mg/L
全燐	1	0.011 mg/L	0.011～0.024 mg/L
塩化物イオン	12	3.4～5.6 mg/L	3.8～5.3 mg/L
電気伝導率	12	3.7～5.5 mS/m	3.9～5.4 mS/m

- ・ 16項目中9項目が検出されたが、過去3年と比較してほぼ同じ測定結果であった。

②諏訪中橋上流（深見沢）

ア．健康項目等（28項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去3年間の測定値
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	0.15～0.57 mg/L	0.20～0.33 mg/L

- ・ 28項目中1項目が検出されたが、過去3年と比較してほぼ同じ測定結果であった。

イ．生活環境項目等（16項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去3年間の測定値
水素イオン濃度	12	7.0～7.3	6.8～7.3
化学的酸素要求量	4	1.0～2.7 mg/L	0.5～2.2 mg/L
浮遊物質	4	<1～1 mg/L	<1～4 mg/L
溶解性鉄	1	0.01 mg/L	<0.01～0.01 mg/L
大腸菌群数	4	490～3300 MPN/100mL	79～13000 MPN/100mL
全窒素	4	0.24～0.63 mg/L	0.23～0.48 mg/L
全燐	1	0.016 mg/L	0.014～0.018 mg/L
塩化物イオン	12	3.9～16 mg/L	4.7～13 mg/L
電気伝導率	12	3.9～10 mS/m	4.7～9.0 mS/m

- ・ 16項目中9項目が検出されたが、過去3年と比較してほぼ同じ測定結果であった。

③諏訪中橋下流（深見沢）

ア．健康項目等（29項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去3年間の測定値
弗素	4	<0.1～0.1 mg/L	0.1～1.2 mg/L
硼素	4	0.23～0.57 mg/L	0.10～0.95 mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	0.17～3.0 mg/L	0.22～3.0 mg/L
1,4-ジオキサン	1	0.007 mg/L	<0.005 mg/L
ダイオキシン類	1	0.064 pg-TEQ/L	0.091～0.48 pg-TEQ/L

- ・ 29項目中5項目が検出されたが、過去3年と比較してほぼ同じ測定結果であった。

イ．生活環境項目等（16項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去3年間の測定値
水素イオン濃度	12	7.2～7.6	7.2～7.8
生物化学的酸素要求量	12	<0.5～0.7 mg/L	<0.5～0.6 mg/L
化学的酸素要求量	12	1.4～6.2 mg/L	1.0～8.3 mg/L
浮遊物質	12	<1～4 mg/L	<1～3 mg/L
溶解性鉄	1	0.03 mg/L	<0.01 mg/L
溶解性マンガン	12	0.01～2.5 mg/L	<0.01～4.2 mg/L
大腸菌群数	12	0～7900 MPN/100mL	0～33000 MPN/100mL
全窒素	12	0.40～3.4 mg/L	0.47～5.2 mg/L
全磷	1	0.020 mg/L	0.033～0.085 mg/L
塩化物イオン	12	14～3800 mg/L	12～4200 mg/L
電気伝導率	12	8.5～1200 mS/m	8.8～1300 mS/m

- ・ 16項目中11項目が検出されたが、過去3年と比較してほぼ同じ測定結果であった。

④水落観音

ア. 健康項目等（28項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去3年間の測定値
検出された項目はなかった。			

イ. 生活環境項目等（16項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去3年間の測定値
水素イオン濃度	12	6.3～6.8	6.5～7.2
化学的酸素要求量	4	1.4～2.3 mg/L	1.0～2.1 mg/L
浮遊物質質量	4	<1～8 mg/L	<1～5 mg/L
溶解性鉄	1	0.01 mg/L	0.02～0.03 mg/L
大腸菌群数	4	110～490 MPN/100mL	13～790 MPN/100mL
全窒素	4	<0.05～0.15 mg/L	<0.05～0.26 mg/L
全磷	1	0.009 mg/L	0.007～0.012 mg/L
塩化物イオン	12	2.5～3.4 mg/L	2.7～3.4 mg/L
電気伝導率	12	1.8～3.3 mS/m	2.2～4.2 mS/m

- ・ 16項目中9項目が検出されたが、過去3年と比較してほぼ同じ測定結果であった。

(5)河川水 土岐川（庄内川）

諏訪大橋上流（測定地点39）諏訪大橋下流（測定地点40）で測定した。

詳細データ⇒資料4-5参照

ア．健康項目等（28項目を測定）

項 目	諏訪大橋上流			諏訪大橋下流			[参考] 環境 基準値
	測定 回数	測定値	基準超 過回数	測定 回数	測定値	基準超 過回数	
弗素	1	0.1 mg/L	0	1	0.1 mg/L	0	0.8
硼素	1	0.07 mg/L	0	1	0.06 mg/L	0	1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1	1.0 mg/L	0	1	1.0 mg/L	0	10

- ・ 28項目中3項目が検出されたが、参考とした環境基準値を下回っていた。
また、諏訪大橋の上流と下流で測定値の差はほぼなかった。

イ．生活環境項目等（17項目を測定）

項 目	諏訪大橋上流			諏訪大橋下流			[参考] 環境 基準値
	測定 回数	測定値	基準超 過回数	測定 回数	測定値	基準超 過回数	
水素イオン濃度	1	7.7	0	1	7.6	0	6.5～8.5
生物学的酸素要求量	1	0.6 mg/L	0	1	0.6 mg/L	0	3
化学的酸素要求量	1	2.3 mg/L	—	1	2.2 mg/L	—	—
浮遊物質量	1	1 mg/L	0	1	<1 mg/L	0	25
亜鉛	1	0.01 mg/L	0	1	<0.01 mg/L	0	0.03
溶解性鉄	1	0.04 mg/L	—	1	0.04 mg/L	—	—
溶解性マンガン	1	0.03 mg/L	—	1	0.02 mg/L	—	—
大腸菌群数	1	1700 MPN/100mL	0	1	2400 MPN/100mL	0	5000
全窒素	1	1.2 mg/L	—	1	1.1 mg/L	—	—
全磷	1	0.097 mg/L	—	1	0.091 mg/L	—	—
溶存酸素量	1	12 mg/L	0	1	12 mg/L	0	5以上
塩化物イオン	1	36 mg/L	—	1	140 mg/L	—	—
電気伝導率	1	22 mS/m	—	1	61 mS/m	—	—

- ・ 17項目中13項目が検出されたが、参考とした環境基準値を下回っていた。
また、諏訪大橋の上流と下流で測定値の差はほぼなかった。

(6) 沢底質

諏訪中橋上流〔深見沢〕（測定地点14）、諏訪中橋下流（測定地点15）、水落観音（測定地点31）で測定した。詳細データ⇒資料5参照

① 溶出試験（27項目を測定）

項 目	測定回数	諏訪中橋上流 (深見沢)	諏訪中橋下流	水落観音	[参考] 土壌 環境基準値
砒素	1	<0.02 mg/L	0.08 mg/L	0.02 mg/L	1 mg/L
弗素	1	0.08 mg/L	0.17 mg/L	<0.08 mg/L	0.8 mg/L

- ・ 27項目中2項目が検出されたが、参考とした環境基準値を下回っていた。

② 含有量試験（1項目を測定）

項 目	測定回数	諏訪中橋下流	[参考] ダイオキシン類 環境基準値
ダイオキシン類	1	28.0 pg-TEQ/g	150 pg-TEQ/g

- ・ ダイオキシン類は参考とした環境基準値を下回っていた。

(7) 表土

処分場の表土（覆土）（溶出試験及び含有量試験：測定地点19～21）を測定した。
詳細データ⇒資料6参照

① 溶出試験（25項目を測定）

地点 B (地点19)	地点 C (地点20)	地点 D (地点21)	[参考] 土壌 環境基準値
検出された項目はなかった			—

② 含有量試験（10項目を測定）

項 目	測定回数	地点 B	地点 C	地点 D	[参考] 土壌 含有量基準値・ ダイオキシン類 環境基準値
鉛	1	8.5 mg/kg			150 mg/kg
総水銀	1	0.01 mg/kg	0.01 mg/kg	0.01 mg/kg	15 mg/kg
ダイオキシン類	1	4.7 pg-TEQ/g			1000 pg-TEQ/g

- ・ 10項目中3項目が検出されたが、参考とした環境基準値を下回っていた。

(8)臭気

埋立作業地直近(測定地点28)、風下敷地境界(測定地点29)で測定した。

詳細データ⇒資料7参照

①特定悪臭物質（22項目を測定）

項 目	単位	埋立作業地直近 (地点28)	風下敷地境界 (地点29)	規制基準値
検出された項目はなかった。				

②臭気指数

項 目	単位	埋立作業地直近 (地点28)	風下敷地境界 (地点29)	指導基準値
臭気指数	—	<10	<10	10

- ・ 埋立作業地直近、風下敷地境界とも岐阜県が「官能試験法による悪臭対策指導要領」に定める指導基準値を下回っていた。

(9)廃棄物（脱水ケーキ）（24項目を測定）

浸出水処理の過程で発生する汚泥の脱水ケーキ（測定地点12）を測定した。

詳細データ⇒資料8参照

溶出試験（24項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	[参考]金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準	基準超過回数
検出された項目はなかった。				

②含有量試験（9項目を測定）

項 目	測定回数	測定値	過去の測定値 (R5年度から測定)	[参考]土壌含有量基準値
カドミウム	1	0.31 mg/kg	4.8 mg/kg	150 mg/kg
鉛	1	4.1 mg/kg	11 mg/kg	150 mg/kg
砒素	1	12 mg/kg	5.1 mg/kg	150 mg/kg
硼素	1	150 mg/kg	74 mg/kg	4000 mg/kg
弗素	1	50 mg/kg	350 mg/kg	4000 mg/kg

- ・ 9項目中5項目が検出されたが、参考とした環境基準値を下回っていた。

(10) 大気（4項目を測定）

諏訪公民館付近（測定地点41）、埋立地境界【浸出水処理施設】（測定地点42-1）、埋立地境界【建設事務所付近】（測定地点42-2）、埋立地境界【北門付近】（測定地点42-3）で測定した。詳細データ⇒資料9参照

項 目	単位	諏訪町内 (地点 4 1)	浸出水処理施設 (地点42-1)	建設事務所付近 (地点 42-2)	北門付近 (地点 42-3)	[参考] 環境基準及び 参考基準
ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	0.0076	0.011	0.011	0.0088	0.6
			0.0071	0.0072	—	(年平均)
総粉じん	mg/m ³	0.023	0.031	0.030	0.186	—
			0.033	0.030	—	
浮遊粒子状物質	mg/m ³	日平均				0.1
		0.010～0.016				
		1 時間値				0.2
		0.0030～0.036				
アスベスト	本/L		<0.2		<0.2	10

※ 欄中に数値が2段書きされているものは、上段が冬季、下段が夏季に測定した結果である。

- ・ 大気中のダイオキシン類濃度は、測定した3つの地点（41、42-1、42-2）で環境基準値を下回っていた。
- ・ 諏訪町内の浮遊粒子状物質も環境基準値を下回っていた。
- ・ 浸出水処理施設、北門付近でアスベストは参考基準値を下回っていた。

6. 調査結果のまとめ

令和5年10月から令和6年9月まで、環境モニタリング結果の概要は、以下のとおりであった。

- (1) 浸出水は、生活環境項目の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、全窒素を除いて処理前の時点で排水基準に適合する水質であった。
また、健康項目に該当する重金属や化学物質である農薬及び塩素系有機化合物は検出されなかった。
- (2) 放流水は、すべての項目で排水基準に適合した。
- (3) 処分場周縁の地下水は、一部例年より数値が高い項目がみられたが、大きな変動無く推移している。
- (4) 深見沢の沢水は、大きな変動はみられなかった。
- (5) 土岐川の河川水は、諏訪大橋の上流と下流との測定結果に大きな差は見られなかった。
- (6) 深見沢の底質は、参考とした土壤環境基準値及びダイオキシン類環境基準値を下回った。
- (7) 表土（覆土）は、参考とした土壤環境基準値及び土壤含有量基準値等を下回った。
- (8) 臭気は、敷地境界における規制基準値及び指導基準値に適合した。
- (9) 処理施設の脱水ケーキの溶出試験は、測定項目すべてが検出されなかった。
含有量試験についても参考とした土壤含有量基準値等を下回った。
- (10) 大気中のダイオキシン類と浮遊粒子状物質は参考とした環境基準値を下回った。
アスベストについても、処分場周辺で参考基準値を下回った。

以上の調査結果から当処分場の遮水性や浸出水処理施設などの公害防止設備が正常に機能していることが確認された。

また、沢水や地下水等も変動が少なく、当処分場からの汚染を疑わせるものは認められなかった。

環境モニタリング事項に適用される基準

適用される基準		放流水		観測井の地下水		敷地境界線の臭気	
		・排水基準 ・ダイオキシン類 維持管理基準		・地下水等検査基準		・悪臭の規制基準(特定悪臭物質) ・悪臭対策指導基準(臭気指数)	
人の健康の保護に関する項目 (有害物質)	アルキル水銀	1	検出されないこと	1	検出されないこと	1 アンモニア	1ppm
	総水銀	2	0.005mg/L	2	0.0005mg/l	2 メチルメルカプタン	0.002ppm
	カドミウム	3	0.03mg/L	3	0.003mg/l	3 硫化水素	0.02ppm
	鉛	4	0.1mg/L	4	0.01mg/l	4 硫化メチル	0.01ppm
	有機燐	5	1mg/L	-	-	5 二硫化メチル	0.009ppm
	六価クロム	6	0.5mg/L	5	0.02mg/l	6 トリメチルアミン	0.005ppm
	砒素	7	0.1mg/L	6	0.01mg/l	7 アセトアルデヒド	0.05ppm
	シアン	8	1mg/L	7	検出されないこと	8 プロピオンアルデヒド	0.05ppm
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	9	0.003mg/L	8	検出されないこと	9 ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm
	トリクロロエチレン	10	0.1mg/L	9	0.01mg/l	10 イソブチルアルデヒド	0.02ppm
	テトラクロロエチレン	11	0.1mg/L	10	0.01mg/l	11 ノルマルバレールアルデヒド	0.009ppm
	ジクロロメタン	12	0.2mg/L	11	0.02mg/l	12 イソバレールアルデヒド	0.003ppm
	四塩化炭素	13	0.02mg/L	12	0.002mg/l	13 イソブタノール	0.9ppm
	1,2-ジクロロエタン	14	0.04mg/L	13	0.004mg/l	14 酢酸エチル	3ppm
	1,1-ジクロロエチレン	15	1mg/L	14	0.1mg/l	15 メチルイソブチルケトン	1ppm
	シス-1,2-ジクロロエチレン	16	0.4mg/L	15	-	16 トルエン	10ppm
	1,2-ジクロロエチレン	-	-	16	0.04mg/l	17 スチレン	0.4ppm
	1,1,1-トリクロロエタン	17	3mg/L	17	1mg/l	18 キシレン	1ppm
	1,1,2-トリクロロエタン	18	0.06mg/L	18	0.006mg/l	19 プロピオン酸	0.03ppm
	1,3-ジクロロプロペン	19	0.02mg/L	19	0.002mg/l	20 ノルマル酪酸	0.001ppm
	チウラム	20	0.06mg/L	20	0.006mg/l	21 ノルマル吉草酸	0.0009ppm
	シマジン	21	0.03mg/L	21	0.003mg/l	22 イソ吉草酸	0.001ppm
	チオベンカルブ	22	0.2mg/L	22	0.02mg/l	23 臭気指数	10
	ベンゼン	23	0.1mg/L	23	0.01mg/l	注1 根拠法令 ◎放流水・観測井の地下水 ・排水基準、地下水検査基準；一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52.3 総理府・厚生省令第1号)	
	セレン	24	0.1mg/L	24	0.01mg/l		
	1,4-ジオキサン	25	0.5mg/L	25	0.05mg/l		
	クロロエチレン	-	-	26	0.002mg/l		
	硼素	26	50mg/L	-	-		
	弗素	27	15mg/L	-	-		
	アンモニウム、硝酸、亜硝酸化合物	28	200mg/L	-	-		
	ダイオキシン類	29	10【1】pg-TEQ/L	-	-		
	水素イオン濃度	30	5.8~8.6	-	-		
	生物化学的酸素要求量	31	60【20】mg/L	-	-		
生活環境項目	浮遊物質	32	60【10】mg/L	-	-	・ダイオキシン類維持管理基準；ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12.1 総理府・厚生省令第2号)	
	n-ヘキサン抽出物質	33	鉱油 5mg/L 動植物油 30mg/L	-	-		
	フェノール類	34	5mg/L	-	-		
	銅	35	3mg/L	-	-		
	亜鉛	36	2mg/L	-	-		
	溶解性鉄	37	10mg/L	-	-		
	溶解性マンガン	38	10mg/L	-	-		
	クロム	39	2mg/L	-	-		
	大腸菌群数	40	日間平均3,000個/cm ³	-	-		
	全窒素	41	120(日間平均60)【20】mg/L	-	-		
	全燐	42	16(日間平均8)mg/L	-	-		
						注2 【 】は、自主管理値です。	

環境モニタリングに関して参考とした基準

参考にした基準		河川水(該当類型B)	地下水	底質・土壌	廃棄物
		・水質環境基準 ・ダイオキシン類環境基準	・地下水質環境基準 ・ダイオキシン類環境基準	・土壌環境基準 ・土壌含有量基準 ・ダイオキシン類環境基準	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準
人の健康の保護に関する項目(有害物質)	アルキル水銀	1 検出されないこと	1 検出されないこと	1 検出されないこと	1 検出されないこと
	総水銀	2 0.0005mg/L	2 0.0005mg/L	2 0.0005mg/検液L ① 15mg/kg	2 0.005mg/検液L
	カドミウム	3 0.003mg/L	3 0.003mg/L	3 0.003mg/検液L ② 45mg/kg	3 0.09mg/検液L
	鉛	4 0.01mg/L	4 0.01mg/L	4 0.01mg/検液L ③ 150mg/kg	4 0.3mg/検液L
	有機燐	- -	- -	5 検出されないこと	5 1mg/検液L
	六価クロム	5 0.02mg/L	5 0.02mg/L	6 0.05mg/検液L ④ 250mg/kg	6 1.5mg/検液L
	砒素	6 0.01mg/L	6 0.01mg/L	7 0.01mg/検液L ⑤ 150mg/kg	7 0.3mg/検液L
	シアン	7 検出されないこと	7 検出されないこと	8 検出されないこと ⑥ 遊離シアンとして50mg/kg	8 1mg/検液L
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	8 検出されないこと	8 検出されないこと	9 検出されないこと	9 0.003mg/検液L
	トリクロロエチレン	9 0.01mg/L	9 0.01mg/L	10 0.01mg/検液L	10 0.1mg/検液L
	テトラクロロエチレン	10 0.01mg/L	10 0.01mg/L	11 0.01mg/検液L	11 0.1mg/検液L
	ジクロロメタン	11 0.02mg/L	11 0.02mg/L	12 0.02mg/検液L	12 0.2mg/検液L
	四塩化炭素	12 0.002mg/L	12 0.002mg/L	13 0.002mg/検液L	13 0.02mg/検液L
	1,2-ジクロロエタン	13 0.004mg/L	13 0.004mg/L	14 0.004mg/検液L	14 0.04mg/検液L
	1,1-ジクロロエチレン	14 0.1mg/L	14 0.1mg/L	15 0.1mg/検液L	15 1mg/検液L
	シス-1,2-ジクロロエチレン	15 0.04mg/L	- -	- -	16 0.4mg/検液L
	1,2-ジクロロエチレン	- -	15 0.04mg/L	16 0.04mg/検液L	- -
	1,1,1-トリクロロエタン	16 1mg/L	16 1mg/L	17 1mg/検液L	17 3mg/検液L
	1,1,2-トリクロロエタン	17 0.006mg/L	17 0.006mg/L	18 0.006mg/検液L	18 0.06mg/検液L
	1,3-ジクロロプロペン	18 0.002mg/L	18 0.002mg/L	19 0.002mg/検液L	19 0.02mg/検液L
	1,4-ジオキサン	19 0.05mg/L	19 0.05mg/L	20 0.05mg/検液L	20 0.5mg/検液L
	クロロエチレン	- -	20 0.002mg/L	21 0.002mg/検液L	- -
	チウラム	20 0.006mg/L	21 0.006mg/L	22 0.006mg/検液L	21 0.06mg/検液L
	シマジン	21 0.003mg/L	22 0.003mg/L	23 0.003mg/検液L	22 0.03mg/検液L
	チオベンカルブ	22 0.02mg/L	23 0.02mg/L	24 0.02mg/検液L	23 0.2mg/検液L
	ベンゼン	23 0.01mg/L	24 0.01mg/L	25 0.01mg/検液L	24 0.1mg/検液L
	セレン	24 0.01mg/L	25 0.01mg/L	26 0.01mg/検液L ⑦ 150mg/kg	25 0.3mg/検液L
	硼素	25 1mg/L	26 1mg/L	27 1mg/検液L ⑧ 4000mg/kg	- -
	弗素	26 0.8mg/L	27 0.8mg/L	28 0.8mg/検液L ⑨ 4000mg/kg	- -
	硝酸性・亜硝酸性窒素	27 10mg/L	28 10mg/L	- -	- -
	ダイオキシン類	28 1pg-TEQ/L	29 1pg-TEQ/L	29 底質150pg-TEQ/g 土壌1,000pg-TEQ/g	26 3ng-TEQ/g
生活環境項目	水素イオン濃度	29 6.5~8.5	参考にした基準	大気	
	生物化学的酸素要求量	30 3mg/L		・大気環境基準・ダイオキシン類環境基準	
	浮遊物質	31 25mg/L		0.6pg-TEQ/m ³	
	亜鉛	32 0.03mg/L		1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	
	大腸菌群数	33 5000MPN/100mL		10本/L	
	溶存酸素	34 5mg/L	3 アスベスト		

注1 環境基準; 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境に関する基準をいい、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音及びダイオキシン類について定められている。この基準は、行政上の目標であって、事業場に適用される基準(規制基準)ではない。

- ・水質環境基準; 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46.12 環告59)のうち河川B類型
- ・地下水質環境基準; 地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9.3 環告10)
- ・土壌環境基準; 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3.8 環告46)
- ・大気環境基準; 大気の汚染に係る環境基準について(昭和48.5 環告25)
- ・ダイオキシン類環境基準; ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準(平成11.12 環告68)

注2 愛岐処分場には適用されない基準

- ・土壌含有量基準(底質・土壌欄の①~⑨); 土壌汚染対策法(平成14.5 法律第53号)
- ・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48.2 総理府令第5号)
- ・大気汚染防止法の特定粉じん発生施設の敷地境界での規制基準; 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)

資料1 浸出水 処理施設入口(沈砂池) - 測定地点11 -

測定項目／試料採取日			R5.10.5	R5.11.21	R5.12.7	R6.1.11	R6.2.8	R6.3.7	R6.4.4	R6.5.2	R6.6.6	R6.7.4	R6.8.1	R6.9.5	最小値	最大値	平均値	測定回数	
健康項目等	有機燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	1	
	カドミウム	mg/L	-	<0.003	-	-	<0.003	-	-	<0.003	-	-	<0.003	-	<0.003	<0.003	<0.003	4	
	シアン	mg/L	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	4	
	鉛	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	4	
	六価クロム	mg/L	-	<0.04	-	-	<0.04	-	-	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.04	<0.04	<0.04	4	
	砒素	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	12	
	総水銀	mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4	
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	
	トリクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1	
	ジクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	1	
	四塩化炭素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	1	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	1	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.04	-	-	-	-	<0.04	<0.04	<0.04	1	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.006	-	-	-	-	<0.006	<0.006	<0.006	1	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	
	チウラム	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.006	-	-	-	-	<0.006	<0.006	<0.006	1	
	シマジン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.003	-	-	-	-	<0.003	<0.003	<0.003	1	
	チオベンカルブ	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	1	
	ベンゼン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1	
	セレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1	
	弗素含有量	mg/L	-	0.1	-	-	0.1	-	-	0.1	-	-	0.1	-	0.1	0.1	0.1	4	
硼素	mg/L	-	0.93	-	-	0.90	-	-	0.73	-	-	0.79	-	0.73	0.93	0.84	4		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.13	9.0	8.1	2.1	8.8	6.9	6.0	5.5	4.7	4.7	3.6	4.3	0.13	9.0	5.3	12		
アンモニア性窒素	mg/L	21	15	1.3	<0.05	<0.05	<0.05	10	7.8	10	6.9	14	10	<0.05	21	8.0	12		
アンモニウム・硝酸・亜硝酸化合物	mg/L	8.5	15	8.6	2.1	8.8	6.9	10	8.6	8.7	7.5	9.2	8.3	2.1	15	8.5	-		
1,4-ジオキサン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.0090	-	-	-	-	0.0090	0.0090	0.0090	1		
生活環境項目等	水素イオン濃度	-	7.3	7.2	7.3	7.7	7.5	7.5	6.8	7.1	7.5	7.5	7.2	7.2	6.8	7.7	7.3	12	
	生物化学的酸素要求量	mg/L	16	7.3	3.7	45	0.9	3.5	12	4.7	5.0	4.3	6.8	8.8	0.9	45	10	12	
	化学的酸素要求量	mg/L	23	19	21	8.7	3.8	8.7	16	13	17	12	22	19	3.8	23	15	12	
	浮遊物質	mg/L	19	6	3	1	1	2	14	4	11	4	10	6	1	19	7	12	
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<1	-	-	-	-	<1	<1	<1	1	
	フェノール類	mg/L	-	<0.025	-	-	<0.025	-	-	<0.025	-	-	<0.025	-	<0.025	<0.025	<0.025	4	
	銅	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	4	
	亜鉛	mg/L	0.02	<0.01	<0.01	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	0.01	12	
	溶解性鉄	mg/L	1.8	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.3	<0.1	0.2	<0.1	0.5	0.2	<0.1	1.8	0.3	12
	溶解性マンガン	mg/L	3.6	4.9	8.5	6.7	2.3	2.4	2.0	2.6	3.1	1.6	2.1	2.0	1.6	8.5	3.5	12	
	クロム	mg/L	-	<0.04	-	-	<0.04	-	-	<0.04	-	-	<0.04	-	<0.04	<0.04	<0.04	4	
	大腸菌群数	個/cm ³	65	42	<30	<30	<30	<30	44	160	<30	<30	<30	<30	<30	160	46	12	
	全窒素	mg/L	52	51	28	4.1	11	8.5	33	27	31	24	36	30	4.1	52	28	12	
	全燐	mg/L	-	0.54	-	-	0.06	-	-	0.16	-	-	0.15	-	0.06	0.54	0.23	4	
	塩化物イオン	mg/L	3400	3800	4100	2900	3300	2300	1900	1800	2100	1500	2000	1800	1500	4100	2600	12	
電気伝導率	mS/m	1100	1200	1300	900	1000	720	640	580	640	480	670	600	480	1300	820	12		
カルシウム	mg/L	-	470	-	-	400	-	-	220	-	-	250	-	220	470	340	4		

資料2 放流水 処理施設出口(放流口) ― 測定地点9 ―

測定項目／試料採取日		R5.10.5	R5.11.21	R5.12.7	R6.1.11	R6.2.8	R6.3.7	R6.4.4	R6.5.2	R6.6.6	R6.7.4	R6.8.1	R6.9.5	最小値	最大値	平均値	測定回数	排水基準値	自主管理値
健康項目等	有機燐	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.1	—	—	—	—	<0.1	<0.1	<0.1	1	1	—
	カドミウム	mg/L	—	<0.003	—	—	<0.003	—	<0.003	—	—	<0.003	—	<0.003	<0.003	<0.003	4	0.03	—
	シアン	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	<0.1	—	—	<0.1	—	<0.1	<0.1	<0.1	4	1	—
	鉛	mg/L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	<0.01	—	—	<0.01	—	<0.01	<0.01	<0.01	4	0.1	—
	六価クロム	mg/L	—	<0.04	—	—	<0.04	—	<0.02	—	—	<0.02	—	<0.04	<0.04	<0.04	4	0.5	—
	砒素	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	12	0.1	—
	総水銀	mg/L	—	<0.0005	—	—	<0.0005	—	<0.0005	—	—	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4	0.005	—
	アルキル水銀	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと	—
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.0005	—	—	—	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	0.003	—
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.002	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.1	—
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.001	—	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	1	0.1	—
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.02	—	—	—	—	<0.02	<0.02	<0.02	1	0.2	—
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.002	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.02	—
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.004	—	—	—	—	<0.004	<0.004	<0.004	1	0.04	—
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.02	—	—	—	—	<0.02	<0.02	<0.02	1	1	—
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.04	—	—	—	—	<0.04	<0.04	<0.04	1	0.4	—
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.001	—	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	1	3	—
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.006	—	—	—	—	<0.006	<0.006	<0.006	1	0.06	—
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.002	—	—	—	—	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.02	—
	チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.006	—	—	—	—	<0.006	<0.006	<0.006	1	0.06	—
	シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.003	—	—	—	—	<0.003	<0.003	<0.003	1	0.03	—
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.02	—	—	—	—	<0.02	<0.02	<0.02	1	0.2	—
	ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.01	—	—	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	1	0.1	—
	セレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	<0.01	—	—	—	—	<0.01	<0.01	<0.01	1	0.1	—
	弗素含有量	mg/L	—	0.1	—	—	0.1	—	0.1	—	—	0.1	—	0.1	0.1	0.1	4	15	—
	硼素	mg/L	—	0.97	—	—	0.92	—	0.72	—	—	0.70	—	0.70	0.97	0.83	4	50	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.21	0.32	0.08	0.4	1.1	5.8	0.68	0.87	2.1	0.76	6.5	0.81	0.08	6.5	1.6	12	—
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	12	—	—
	アモニウム・硝酸・亜硝酸化合物	mg/L	0.23	0.34	0.10	0.42	1.1	5.8	0.70	0.89	2.1	0.78	6.5	0.83	0.10	6.5	1.66	—	200
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.0080	—	—	—	—	0.0080	0.0080	0.0080	1	0.5	—
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0	0	0	1	10	1
生活環境項目等	水素イオン濃度	—	7.5	7.3	6.8	7.0	6.9	7.0	7.2	6.9	7.1	7.1	7.1	6.8	6.8	7.5	7.1	12	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.9	1.2	<0.5	0.9	<0.5	0.6	<0.5	1.2	7.6	12	60
	化学的酸素要求量	mg/L	1.9	3.2	1.9	2.5	2.4	2.2	8.2	3.0	4.0	3.5	4.7	6.3	1.9	8.2	3.7	12	—
	浮遊物質	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1	1	1	1	12	60
	ハルマルキサン抽出物質	mg/L	—	—	—	—	—	—	<1	—	—	—	—	<1	<1	<1	1	12	60
	フェノール類	mg/L	—	<0.025	—	—	<0.025	—	<0.025	—	—	<0.025	—	<0.025	<0.025	<0.025	4	5	—
	銅	mg/L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	<0.01	—	—	<0.01	—	<0.01	<0.01	<0.01	4	3	—
	亜鉛	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01	12	2
	溶解性鉄	mg/L	<0.1	0.4	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	0.4	0.1	12	10
	溶解性マンガン	mg/L	4.1	7.6	3.0	1.7	0.6	0.2	1.9	1.8	0.9	0.4	<0.1	<0.1	<0.1	7.6	1.9	12	10
	クロム	mg/L	—	<0.04	—	—	<0.04	—	<0.04	—	—	<0.04	—	<0.04	<0.04	<0.04	4	2	—
	大腸菌群数	個/cm ³	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	<30	12	(3000)
	全窒素	mg/L	1.9	2.0	2.3	1.9	2.6	6.9	3.1	1.7	3.1	1.9	7.5	2.2	1.7	7.5	3.1	12	120 (60)
	全燐	mg/L	—	0.13	—	—	0.09	—	0.02	—	—	0.02	—	0.02	0.13	0.07	4	16 (8)	—
	塩化物イオン	mg/L	3300	4200	4100	3000	3500	2700	2200	1800	2100	1700	1900	2200	1700	4200	2700	12	—
	電気伝導率	mS/m	1100	1300	1300	920	1100	840	710	570	620	520	620	710	520	1300	860	12	—
	カルシウム	mg/L	—	460	—	—	410	—	220	—	—	230	—	220	460	330	4	—	—

排水基準値欄の大腸菌群数、全窒素及び全燐の()の数値は、日間平均での排水基準値を表す。

R6.5.2に併せて測定した要監視項目のニッケルは0.006mg/L、フタル酸ジエチルヘキシル及びダイアジノン検出されなかった。

資料3-1 地下水 観測井1 - 測定地点1 -

測定項目／試料採取日		R5.10.5	R5.11.21	R5.12.7	R6.1.11	R6.2.8	R6.3.7	R6.4.4	R6.5.2	R6.6.6	R6.7.4	R6.8.1	R6.9.5	最小値	最大値	平均値	測定回数	地下水等検査基準値
健康項目等	有機燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	1	-
	カドミウム	mg/L	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4	0.003
	シアン	mg/L	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	4	検出されないこと
	鉛	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	4	0.01
	六価クロム	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	4	0.05
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	12	0.01
	総水銀	mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4	0.0005
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/L	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	2	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	0.01
	ジクロロメタン	mg/L	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	2	0.02
	四塩化炭素	mg/L	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	<0.0004	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	2	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	2	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	<0.004	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	2	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	2	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2	0.002
	チウラム	mg/L	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	2	0.006
	シマジン	mg/L	-	<0.0003	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	2	0.003
	チオベンカルブ	mg/L	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	2	0.02
	ベンゼン	mg/L	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	2	0.01
	セレン	mg/L	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	2	0.01
	弗素	mg/L	-	0.1	-	-	-	-	0.1	-	-	-	-	0.1	0.1	0.1	2	-
	硼素	mg/L	-	<0.02	-	-	-	-	<0.02	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	2	-
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.13	<0.05	<0.05	<0.05	12	-
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	12	-
	クロロエチレン	mg/L	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	2	0.002
	1,4-ジオキサン	mg/L	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	2	0.05
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	-	-	-	0.049	-	-	0.061	-	-	-	-	0.049	0.061	0.055	2	1
生活環境項目等	水素イオン濃度	-	-	-	-	7.3	-	-	6.8	-	-	-	-	6.8	7.3	7.1	2	-
	生物化学的酸素要求量	mg/L	-	<0.5	-	-	0.7	-	<0.5	-	-	<0.5	-	<0.5	0.7	<0.5	4	-
	化学的酸素要求量	mg/L	-	1.8	-	-	0.5	-	0.6	-	-	0.6	-	0.5	1.8	0.9	4	-
	浮遊物質	mg/L	-	<1	-	8	<1	-	1	-	-	<1	-	<1	8	2	5	-
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	<0.5	<0.5	<0.5	1	-
	フェノール類	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	1	-
	銅	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1	-
	亜鉛	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1	-
	溶解性鉄	mg/L	-	-	-	-	-	-	0.43	-	-	-	-	0.43	0.43	0.43	1	-
	溶解性マンガン	mg/L	-	0.15	-	-	0.17	-	0.09	-	-	0.08	-	0.08	0.17	0.12	4	-
	クロム	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1	-
	大腸菌群数	MPN/100mL	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	0	0	1	-
	全窒素	mg/L	0.21	0.29	0.30	0.37	0.26	0.28	0.20	0.16	0.17	0.21	0.28	0.16	0.37	0.24	12	-
	全燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	0.025	-	-	-	-	0.025	0.025	0.025	1	-
	塩化物イオン	mg/L	43	81	75	58	52	44	37	31	29	26	14	14	81	44	12	-
	電気伝導率	mS/m	32	44	42	35	35	32	26	25	24	25	13	13	44	30	12	-

R6.5.2に併せて測定した要監視項目のニッケルは検出されなかった。

資料3-2 地下水 観測井2 - 測定地点2 -

測定項目／試料採取日		R5.10.5	R5.11.21	R5.12.7	R6.1.11	R6.2.8	R6.3.7	R6.4.4	R6.5.2	R6.6.6	R6.7.4	R6.8.1	R6.9.5	最小値	最大値	平均値	測定回数	地下水等検査基準値	
健康項目等	有機燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	1	-	
	カドミウム	mg/L	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4	0.003
	シアン	mg/L	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	4	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	12	0.01
	六価クロム	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	4	0.05
	砒素	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	4	0.01
	総水銀	mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4	0.0005
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	0.01
	ジクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.02
	四塩化炭素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	1	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	0.002
	チウラム	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	0.006
	シマジン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	0.003
	チオベンカルブ	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.02
	ベンゼン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1	0.01
	セレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.01
	弗素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	1	-
	硼素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.02	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	1	-
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.10	<0.05	0.10	0.05	12	-
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.05	0.12	<0.05	0.11	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.12	0.06	12	-
	クロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	0.002
	1,4-ジオキサン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	1	0.05
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	-	-	-	-	-	-	-	0.057	-	-	-	-	0.057	0.057	0.057	1	1
生活環境項目等	水素イオン濃度	-	-	-	-	-	-	-	6.2	-	-	-	-	6.2	6.2	6.2	1	-	
	生物化学的酸素要求量	mg/L	-	16	-	-	8.6	-	1.3	-	-	2.1	-	1.3	16	7.0	4	-	
	化学的酸素要求量	mg/L	-	2.5	-	-	3.9	-	1.8	-	-	0.8	-	0.8	3.9	2.3	4	-	
	浮遊物質	mg/L	-	2	-	-	2	-	2	-	-	<1	-	<1	2	2	4	-	
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	<0.5	<0.5	<0.5	1	-	
	フェノール類	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	1	-	
	銅	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1	-	
	亜鉛	mg/L	-	-	-	-	-	-	0.01	-	-	-	-	0.01	0.01	0.01	1	-	
	溶解性鉄	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1	-	
	溶解性マンガン	mg/L	-	0.03	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	0.02	-	<0.01	0.03	0.02	4	-
	クロム	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1	-
	大腸菌群数	MPN/100mL	-	-	-	-	-	-	-	170	-	-	-	-	170	170	170	1	-
	全窒素	mg/L	0.77	0.63	0.65	0.62	0.46	0.11	0.14	0.20	0.15	0.15	0.14	0.30	0.11	0.77	0.36	12	-
	全燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.022	-	-	-	-	0.022	0.022	0.022	1	-
塩化物イオン	mg/L	9.6	11	10	11	12	12	9.8	8.5	8.4	8.0	6.5	8.5	6.5	12	9.6	12	-	
電気伝導率	mS/m	13	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12	10	10	13	12	12	-	

R6.5.2)に併せて測定した要監視項目のニッケルは0.002mg/Lであった。

資料3-3 地下水 湧水地点 - 測定地点3 -

測定項目／試料採取日		R5.10.5	R5.11.21	R5.12.7	R6.1.11	R6.2.8	R6.3.7	R6.4.4	R6.5.2	R6.6.6	R6.7.4	R6.8.1	R6.9.5	最小値	最大値	平均値	測定回数	[参考]環境基準値	
健康項目等	有機燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	1	-	
	カドミウム	mg/L	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4	0.003	
	シアン	mg/L	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	4	検出されないこと	
	鉛	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	4	0.01	
	六価クロム	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	4	0.02	
	砒素	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	4	0.01	
	総水銀	mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4	0.0005	
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	0.01
	ジクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.02
	四塩化炭素	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	1	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	0.002
	チウラム	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	0.006
	シマジン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	0.003
	チオベンカルブ	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.02
	ベンゼン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1	0.01
	セレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.01
	弗素	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	1	0.8
	硼素	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.02	-	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	1	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.12	-	-	0.22	-	-	0.22	-	-	0.17	-	0.12	0.22	0.18	4	10
	アンモニア性窒素	mg/L	-	<0.05	-	-	<0.05	-	-	<0.05	-	-	<0.05	-	<0.05	<0.05	<0.05	4	-
	クロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	0.002
	1,4-ジオキサン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	1	0.05
生活環境項目等	水素イオン濃度	-	7.0	6.7	6.9	7.1	7.0	6.9	6.4	6.6	6.8	6.3	6.9	6.6	6.3	7.1	6.8	12	-
	生物化学的酸素要求量	mg/L	-	2.1	-	-	<0.5	-	-	<0.5	-	-	0.8	-	<0.5	2.1	1.0	4	-
	化学的酸素要求量	mg/L	-	9.3	-	-	1.4	-	-	1.6	-	-	8.9	-	1.4	9.3	5.3	4	-
	浮遊物質	mg/L	-	34	-	-	4	-	-	<1	-	-	44	-	<1	44	21	4	-
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	<0.5	<0.5	<0.5	1	-
	フェノール類	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	1	-
	銅	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1	-
	亜鉛	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1	-
	溶解性鉄	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.01	-	-	-	-	0.01	0.01	0.01	1	-
	溶解性マンガン	mg/L	-	0.07	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	0.07	0.03	4	-
	クロム	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1	-
	大腸菌群数	MPN/100mL	-	-	-	-	-	-	-	1300	-	-	-	-	1300	1300	1300	1	-
	全窒素	mg/L	-	1.6	-	-	0.29	-	-	0.30	-	-	0.31	-	0.29	1.6	0.63	4	-
	燐含有量	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.006	-	-	-	-	0.006	0.006	0.006	1	-
	塩化物イオン	mg/L	12	12	12	11	12	11	9.5	10	10	8.8	10	10	8.8	12	11	12	-
	電気伝導率	mS/m	7.7	8.5	7.9	7.7	8.0	7.3	6.7	6.6	6.6	6.1	6.4	6.4	6.1	8.5	7.2	12	-

資料3-4 地下水 付替水路 一測定地点 臨時一

測定項目／試料採取日			付替水路	[参考] 環境基準値
			R6.5.2	
健康項目等	有機磷	mg/L	<0.1	－
	カドミウム	mg/L	<0.0003	0.003
	シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.005	0.01
	六価クロム	mg/L	<0.01	0.02
	砒素	mg/L	<0.005	0.01
	総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005
	アルキル水銀	mg/L	－	検出されないこと
	セレン	mg/L	<0.002	0.01
	弗素	mg/L	<0.1	0.8
	硼素	mg/L	<0.02	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	<0.05	10
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.05	－
生活環境項目等	水素イオン濃度	－	7.3	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量	mg/L	0.8	3
	化学的酸素要求量	mg/L	3.4	－
	浮遊物質	mg/L	1	25
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	－
	フェノール類	mg/L	<0.005	－
	銅	mg/L	<0.01	－
	亜鉛	mg/L	<0.01	0.03
	溶解性鉄	mg/L	0.03	－
	溶解性マンガン	mg/L	<0.01	－
	クロム	mg/L	<0.01	－
	大腸菌群数	MPN/100mL	4900	5000
	全窒素	mg/L	0.16	－
	全磷	mg/L	0.017	－
	塩化物イオン	mg/L	2.5	－
	電気伝導率	mS/m	3.2	－

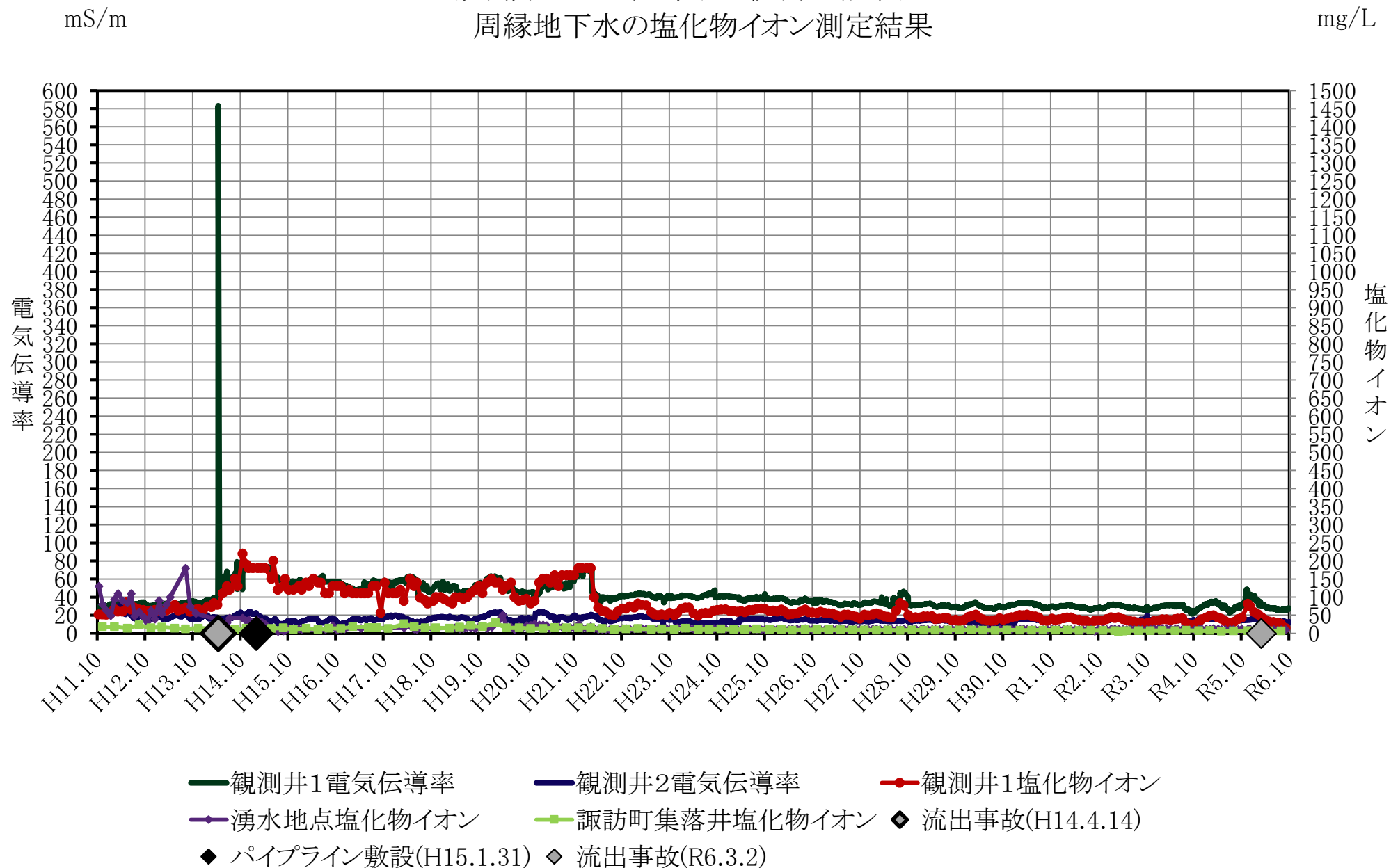
資料3-5 地下水 諏訪町集落内井戸 - 測定地点4 -

測定項目／試料採取日			R5.11.21	R5.2.8	R6.5.2	R6.8.1	最小値	最大値	平均値	測定回数	[参考]環境基準値
健康項目等	有機燐	mg/L	-	-	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	1	-
	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4	0.003
	シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	4	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	4	0.01
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	4	0.02
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	4	0.01
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4	0.0005
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/L	-	-	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	1	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	0.01
	ジクロロメタン	mg/L	-	-	<0.002	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.02
	四塩化炭素	mg/L	-	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	<0.0004	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	<0.002	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0	-
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	<0.004	-	<0.004	<0.004	<0.004	1	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	<0.0006	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	0.002
	チウラム	mg/L	-	-	<0.0006	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1	0.006
	シマジン	mg/L	-	-	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1	0.003
	チオベンカルブ	mg/L	-	-	<0.002	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.02
	ベンゼン	mg/L	-	-	<0.001	-	<0.001	<0.001	<0.001	1	0.01
	セレン	mg/L	-	-	<0.002	-	<0.002	<0.002	<0.002	1	0.01
	弗素	mg/L	-	-	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	1	0.8
	硼素	mg/L	-	-	<0.02	-	<0.02	<0.02	<0.02	1	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.47	0.44	0.46	0.48	0.44	0.48	0.46	4	10
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	4	-
	クロロエチレン	mg/L	-	-	<0.0002	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1	0.002
	1,4-ジオキサン	mg/L	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	1	0.05
生活環境項目等	水素イオン濃度	-	5.7	6.1	5.8	5.9	5.7	6.1	5.9	4	-
	生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	4	-
	化学的酸素要求量	mg/L	0.7	0.5	0.8	0.6	0.5	0.8	0.7	4	-
	浮遊物質	mg/L	<1	<1	1	1	<1	1	1	4	-
	ルマルヘキサン抽出物質	mg/L	-	-	<0.5	-	<0.5	<0.5	<0.5	1	-
	フェノール類	mg/L	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	1	-
	銅	mg/L	-	-	0.03	-	0.03	0.03	0.03	1	-
	亜鉛	mg/L	-	-	0.01	-	0.01	0.01	0.01	1	-
	溶解性鉄	mg/L	-	-	0.04	-	0.04	0.04	0.04	1	-
	溶解性マンガン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	4	-
	クロム	mg/L	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	1	-
	大腸菌群数	MPN/100mL	-	-	3300	-	3300	3300	3300	1	-
	全窒素	mg/L	0.65	0.70	0.54	0.57	0.54	0.70	0.62	4	-
	全燐	mg/L	-	-	0.068	-	0.068	0.068	0.068	1	-
	塩化物イオン	mg/L	6.9	6.6	6.6	6.8	6.6	6.9	6.7	4	-
	電気伝導率	mS/m	8.1	7.7	7.8	8.0	7.7	8.1	7.9	4	-

R6.5.2に併せて測定した要監視項目のニッケルは0.001mg/Lであった。

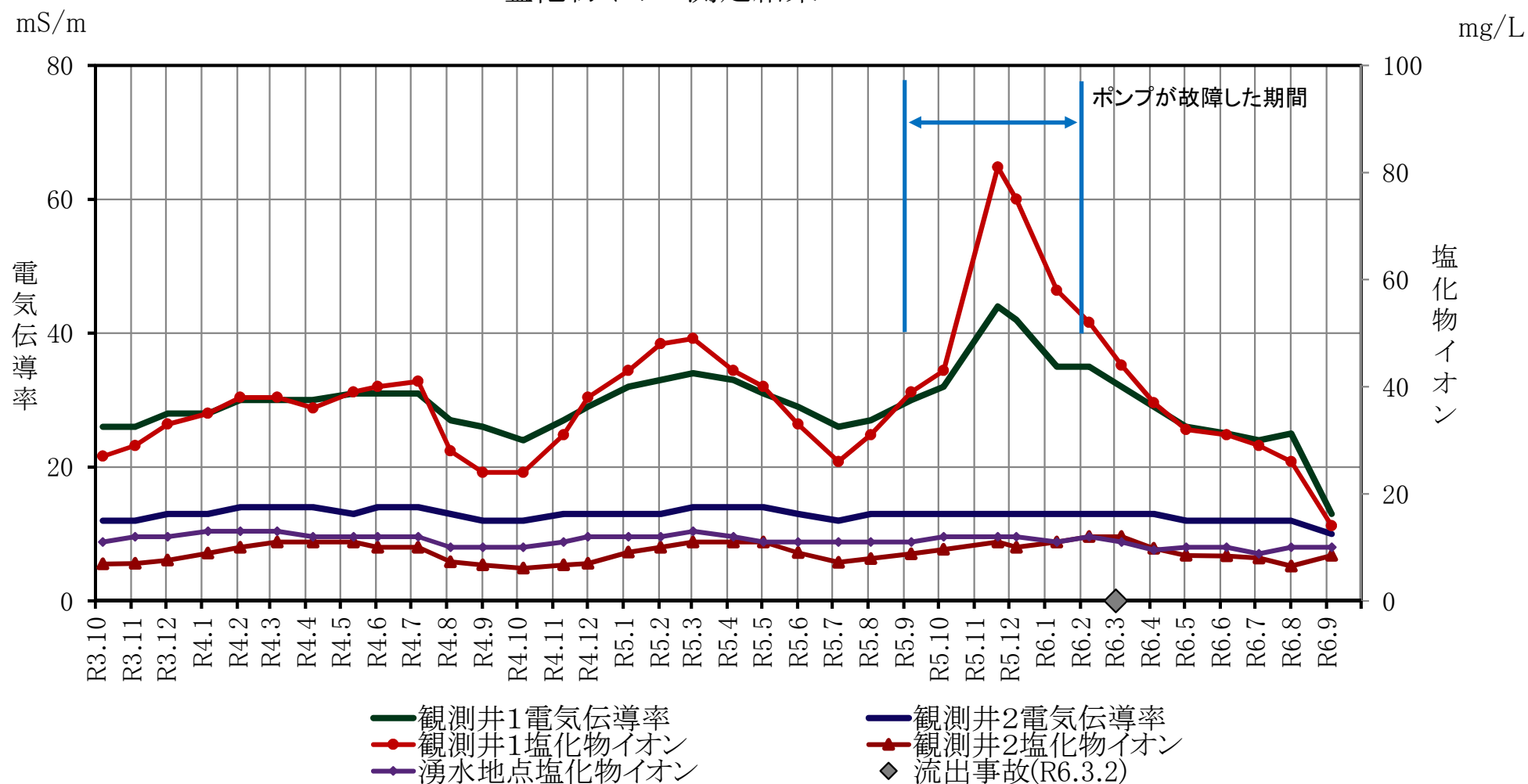
資料3-6

観測井の電気伝導率連続測定結果及び
周縁地下水の塩化物イオン測定結果



資料3-7 過去3年間の結果

観測井、周縁地下水の電気伝導率及び 塩化物イオン測定結果



*R3.7月より落雷の影響で観測井2の電気伝導率の連続測定する機器が故障。

新型コロナウイルスによる資材部材の不足のため、部品納入が遅延し、R4.12月に復旧。

復旧するまでは、1回の採水で対応。

R5.9月より観測井1のポンプが故障し、安定して水が汲めなかった。R6.1月よりポンプを取り替え、復旧。

資料4-1 沢水 深見沢防災調整池2合流点上流- 測定地点5 -

測定項目／試料採取日		R5.10.5	R5.11.21	R5.12.7	R6.1.11	R6.2.8	R6.3.7	R6.4.4	R6.5.2	R6.6.6	R6.7.4	R6.8.1	R6.9.5	最小値	最大値	平均値	測定回数
健康項目等	有機燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	1
	カドミウム	mg/L	-	<0.0003	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4
	シアン	mg/L	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	4
	鉛	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	4
	六価クロム	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	4
	砒素	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	4
	総水銀	mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	トリクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	ジクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	四塩化炭素	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	1
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	チウラム	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	シマジン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
	チオベンカルブ	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	ベンゼン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1
	セレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	弗素	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	1
	硼素	mg/L	-	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.02	<0.02	<0.02	4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.44	-	-	0.56	-	0.14	-	-	0.16	-	0.14	0.56	0.33	4
	アンモニア性窒素	mg/L	-	<0.05	-	-	<0.05	-	<0.05	-	-	<0.05	-	<0.05	<0.05	<0.05	4
	1,4-ジオキサン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	1
生活環境項目等	水素イオン濃度	-	7.2	7.0	7.2	7.1	7.0	7.1	6.9	7.1	7.2	7.0	6.9	7.0	6.9	7.1	12
	生物化学的酸素要求量	mg/L	-	<0.5	-	-	<0.5	-	<0.5	-	-	<0.5	-	<0.5	<0.5	<0.5	4
	化学的酸素要求量	mg/L	-	1.8	-	-	0.8	-	2.4	-	-	2.0	-	0.8	2.4	1.8	4
	浮遊物質	mg/L	-	1	-	-	<1	-	2	-	-	<1	-	<1	2	1	4
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	<0.5	<0.5	<0.5	1
	フェノール類	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	1
	銅	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1
	亜鉛	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1
	溶解性鉄	mg/L	-	-	-	-	-	-	0.02	-	-	-	-	0.02	0.02	0.02	1
	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	4
	クロム	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1
	大腸菌群数	MPN/100mL	-	790	-	-	330	-	2200	-	-	23000	-	330	23000	6600	4
	全窒素	mg/L	-	0.50	-	-	0.64	-	0.24	-	-	0.25	-	0.24	0.64	0.41	4
	全燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	0.011	-	-	-	-	0.011	0.011	0.011	1
	塩化物イオン	mg/L	4.5	5.0	5.6	5.4	5.2	4.5	3.4	4.5	4.3	3.8	4.7	3.4	5.6	4.6	12
	電気伝導率	mS/m	5.5	5.2	5.2	5.1	5.1	4.6	3.8	4.4	4.4	3.7	4.2	3.7	5.5	4.6	12

資料4-2 沢水 諏訪中橋上流(深見沢) - 測定地点7 -

測定項目／試料採取日			R5.10.5	R5.11.21	R5.12.7	R6.1.11	R6.2.8	R6.3.7	R6.4.4	R6.5.2	R6.6.6	R6.7.4	R6.8.1	R6.9.5	最小値	最大値	平均値	測定回数
健康項目等	有機燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	1
	カドミウム	mg/L	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4
	シアン	mg/L	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	4
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	12
	六価クロム	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	4
	砒素	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	4
	総水銀	mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	トリクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	ジクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	四塩化炭素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	1
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	チウラム	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	シマジン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
	チオベンカルブ	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	ベンゼン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1
	セレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	弗素	mg/L	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	4
	硼素	mg/L	-	<0.02	-	-	<0.02	-	-	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.02	<0.02	<0.02	4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	0.42	-	-	0.57	-	-	0.15	-	-	0.18	-	0.15	0.57	0.33	4
	アンモニア性窒素	mg/L	-	<0.05	-	-	<0.05	-	-	<0.05	-	-	<0.05	-	<0.05	<0.05	<0.05	4
	1,4-ジオキサン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	1
生活環境項目等	水素イオン濃度	-	7.3	7.0	7.3	7.2	7.2	7.2	7.1	7.2	7.2	7.0	7.0	7.1	7.0	7.3	7.2	12
	生物化学的酸素要求量	mg/L	-	<0.5	-	-	<0.5	-	-	<0.5	-	-	<0.5	-	<0.5	<0.5	<0.5	4
	化学的酸素要求量	mg/L	-	2.0	-	-	1.0	-	-	2.7	-	-	1.9	-	1.0	2.7	1.9	4
	浮遊物質	mg/L	-	1	-	-	<1	-	-	1	-	-	<1	-	<1	1	1	4
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	<0.5	<0.5	<0.5	1
	フェノール類	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	1
	銅	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1
	亜鉛	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1
	溶解性鉄	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.01	-	-	-	-	0.01	0.01	0.01	1
	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	4
	クロム	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1
	大腸菌群数	MPN/100mL	-	790	-	-	490	-	-	3300	-	-	1700	-	490	3300	1600	4
	全窒素	mg/L	-	0.48	-	-	0.63	-	-	0.24	-	-	0.28	-	0.24	0.63	0.41	4
	全燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.016	-	-	-	-	0.016	0.016	0.016	1
	塩化物イオン	mg/L	16	7.6	6.5	6.5	7.5	5.1	3.9	4.8	4.6	3.9	6.8	4.3	3.9	16	6.5	12
	電気伝導率	mS/m	10	6.9	6.1	6.3	6.8	5.2	6.6	5.0	4.8	3.9	5.3	4.3	3.9	10	5.9	12

資料4-3 沢水 諏訪中橋下流(深見沢) - 測定地点8 -

測定項目／試料採取日			R5.10.5	R5.11.21	R5.12.7	R6.1.11	R6.2.8	R6.3.7	R6.4.4	R6.5.2	R6.6.6	R6.7.4	R6.8.1	R6.9.5	最小値	最大値	平均値	測定回数
健康項目等	有機燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	1
	カドミウム	mg/L	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4
	シアン	mg/L	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	4
	鉛	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	4
	六価クロム	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	4
	砒素	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	4
	総水銀	mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	トリクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	ジクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	四塩化炭素	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	1
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	チウラム	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	シマジン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
	チオベンカルブ	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	ベンゼン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1
	セレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	弗素	mg/L	-	<0.1	-	-	<0.1	-	-	0.1	-	-	0.1	-	<0.1	0.1	0.1	4
	硼素	mg/L	-	0.24	-	-	0.23	-	-	0.57	-	-	0.38	-	0.23	0.57	0.36	4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.48	0.54	0.17	0.45	0.94	0.49	0.33	0.73	0.35	0.40	3.0	0.54	0.17	3.0	0.7	12
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	12
1,4-ジオキサン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	0.0070	-	-	-	-	0.0070	0.0070	0.0070	1	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	-	-	-	-	-	-	-	0.064	-	-	-	-	0.064	0.064	0.06	1	
生活環境項目等	水素イオン濃度	-	7.4	7.6	7.6	7.5	7.2	7.2	7.3	7.2	7.2	7.3	7.4	7.3	7.2	7.6	7.4	12
	生物化学的酸素要求量	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.7	0.5	12
	化学的酸素要求量	mg/L	2.7	2.9	2.5	2.2	1.4	1.4	3.2	1.7	2.9	3.1	2.5	6.2	1.4	6.2	2.7	12
	浮遊物質	mg/L	3	1	<1	<1	<1	<1	4	<1	3	3	<1	2	<1	4	2	12
	ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	<0.5	<0.5	<0.5	1
	フェノール類	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	1
	銅	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1
	亜鉛	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1
	溶解性鉄	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.03	-	-	-	-	0.03	0.03	0.03	1
	溶解性マンガン	mg/L	<0.01	1.2	2.5	1.2	0.27	<0.01	0.12	1.3	<0.01	0.16	<0.01	<0.01	0.01	2.5	0.6	12
	クロム	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1
	大腸菌群数	MPN/100mL	2200	0	0	0	7.8	130	1400	33	280	2300	2	7900	0	7900	1200	12
	全窒素	mg/L	0.73	1.1	1.5	1.6	1.2	0.53	0.71	1.5	0.40	0.84	3.4	1.2	0.40	3.4	1.2	12
	全燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	0.020	-	-	-	-	0.020	0.020	0.020	1
塩化物イオン	mg/L	20	1200	3800	2300	920	14	190	1600	68	710	880	940	14	3800	1100	12	
電気伝導率	mS/m	12	410	1200	710	310	8.5	71	490	27	220	290	300	8.5	1200	340	12	

資料4-4 沢水 水落観音 - 測定地点30 -

測定項目／試料採取日		R5.10.5	R5.11.21	R5.12.7	R6.1.11	R6.2.8	R6.3.7	R6.4.4	R6.5.2	R6.6.6	R6.7.4	R6.8.1	R6.9.5	最小値	最大値	平均値	測定回数
健康項目等	有機燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	1
	カドミウム	mg/L	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	-	-	<0.0003	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	4
	シアン	mg/L	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	-	-	<0.1	-	<0.1	<0.1	<0.1	4
	鉛	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	4
	六価クロム	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	4
	砒素	mg/L	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	-	-	<0.005	-	<0.005	<0.005	<0.005	4
	総水銀	mg/L	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	4
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	トリクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	ジクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	四塩化炭素	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0004	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	1
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.004	-	-	-	-	<0.004	<0.004	<0.004	1
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0005	-	-	-	-	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0002	-	-	-	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	1
	チウラム	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	1
	シマジン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.0003	-	-	-	-	<0.0003	<0.0003	<0.0003	1
	チオベンカルブ	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	ベンゼン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	1
	セレン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002	1
	弗素	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.1	-	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	1
	硼素	mg/L	-	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.02	-	-	<0.02	-	<0.02	<0.02	<0.02	4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	<0.05	-	-	<0.05	-	<0.05	-	-	0.05	-	<0.05	<0.05	0.06	4
	アンモニア性窒素	mg/L	-	<0.05	-	-	<0.05	-	<0.05	-	-	<0.05	-	<0.05	<0.05	<0.05	4
	1,4-ジオキサン	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	1
生活環境項目等	水素イオン濃度	-	6.8	6.5	6.7	6.7	6.7	6.3	6.5	6.5	6.7	6.7	6.3	6.3	6.8	6.6	12
	生物化学的酸素要求量	mg/L	-	<0.5	-	-	<0.5	-	<0.5	-	-	<0.5	-	<0.5	<0.5	<0.5	4
	化学的酸素要求量	mg/L	-	2.1	-	-	1.4	-	1.8	-	-	2.3	-	1.4	2.3	1.9	4
	浮遊物質	mg/L	-	8	-	-	1	-	2	-	-	<1	-	<1	8	3	4
	ルルマルヘキサン抽出物質	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	<0.5	<0.5	<0.5	1
	フェノール類	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.005	-	-	-	-	<0.005	<0.005	<0.005	1
	銅	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1
	亜鉛	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1
	溶解性鉄	mg/L	-	-	-	-	-	-	0.01	-	-	-	-	0.01	0.01	0.01	1
	溶解性マンガン	mg/L	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	-	-	<0.01	-	<0.01	<0.01	<0.01	4
	クロム	mg/L	-	-	-	-	-	-	<0.01	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	1
	大腸菌群数	MPN/100mL	-	230	-	-	110	-	220	-	-	490	-	110	490	260	4
	全窒素	mg/L	-	0.06	-	-	0.07	-	<0.05	-	-	0.15	-	<0.05	0.15	0.08	4
	全燐	mg/L	-	-	-	-	-	-	0.009	-	-	-	-	0.009	0.009	0.009	1
	塩化物イオン	mg/L	3.3	3.3	3.4	3.2	3.1	2.9	3.2	3.2	2.5	3.2	2.5	2.5	3.4	3.1	12
	電気伝導率	mS/m	3.2	2.8	2.8	2.8	2.5	2.6	3.2	3.3	1.9	2.3	1.8	1.8	3.3	2.7	12

資料4-5 河川水 土岐川 - 測定地点39/40 -

測定項目／試料採取日			39 諏訪大橋上流	40 諏訪大橋下流	天ヶ橋 (JR古虎溪駅付近)	城嶺橋 (JR定光寺駅付近)	[参考]環境基準値
			R6.1.11	R6.1.11	R5年の平均	R5年の平均	
健康項目等	有機磷	mg/L	<0.1	<0.1	-	-	-
	カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
	シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
	鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02
	砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
	総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
	トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01
	ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
	四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002
	チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006
	シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003
	チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02
	ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01
	セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01
	弗素	mg/L	0.1	0.1	0.12	0.13	0.8
	硼素	mg/L	0.07	0.06	0.04	0.04	1
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	1.0	1.0	0.81	0.78	10
	亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	0.011	0.008	-
	硝酸性窒素	mg/L	-	-	0.80	0.77	-
	アンモニア性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	0.05	0.05	-
	1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05
生活環境項目等	水素イオン濃度	-	7.7	7.6	7.5	7.6	6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量	mg/L	0.6	0.6	1.2	1.0	3
	化学的酸素要求量	mg/L	2.3	2.2	3.4	3.1	-
	浮遊物質	mg/L	1	<1	2	2	25
	ルルマルヘキサン抽出物質	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	-
	フェノール類	mg/L	<0.005	<0.005	<0.01	<0.01	-
	銅	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-
	亜鉛	mg/L	0.01	<0.01	0.010	0.008	0.03
	溶解性鉄	mg/L	0.04	0.04	0.05	0.04	-
	溶解性マンガン	mg/L	0.03	0.02	<0.01	<0.01	-
	クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-
	大腸菌群数	MPN/100mL	1700	2400			
	ふん便性大腸菌群数	個/100mL			830	693	
	全窒素	mg/L	1.2	1.1	1.09	1.05	-
	全磷	mg/L	0.097	0.091	0.12	0.13	-
	オルトリン酸態磷	mg/L			0.095	0.103	-
	溶存酸素量	mg/L	12.0	13.0	10.5	10.5	5以上
	濁度	度	-	-	2.3	2.1	-
	塩化物イオン	mg/L	36	140	10	(14)	-
	電気伝導率	mS/m	22	61	-	-	-

※天ヶ橋及び城嶺橋のデータは、国土交通省水文水質データから引用した。(R5.1月から12月まで)

塩化物イオンの()は、城嶺橋の下流地点の大留橋(春日井市大留町)の国土交通省水文水質データから引用した(R5.1月から12月までの平均値)。

※オルトリン酸態磷

磷の中で、H₃PO₄の構造をもつものの。肥料、食品添加物、金属表面処理剤等へ使用される。湖沼、海域の富栄養化の原因物質のひとつ。

※大腸菌群及びふん便性大腸菌群

大腸菌群とは動物の腸内に生息するものの他、類似の土壌細菌や植物病原菌も含まれる。ふん便性大腸菌群は、より高温で培養し、動物腸内の大腸菌により類似した菌を選択したもの。

資料5 沢底質 — 測定地点14/15/31 —

①溶出試験

地点番号・測定箇所		14 諏訪中橋 上流	15 諏訪 中橋下流	31 水落観音	[参考]土壌 環境基準値
測定項目／試料採取日		R6.5.2	R6.5.2	R6.5.2	
有機燐	mg/L	－	<0.1	－	検出されないこと
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	0.003
シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
六価クロム	mg/L	<0.04	<0.04	<0.04	0.05
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	－	－	－	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	－	<0.0005	－	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	－	<0.002	－	0.01
テトラクロロエチレン	mg/L	－	<0.0005	－	0.01
ジクロロメタン	mg/L	－	<0.0002	－	0.02
四塩化炭素	mg/L	－	<0.0002	－	0.002
クロロエチレン	mg/L	－	<0.0002	－	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	－	<0.0004	－	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	－	<0.002	－	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	－	<0.004	－	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	－	<0.0005	－	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	－	<0.0006	－	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	－	<0.0002	－	0.002
チウラム	mg/L	－	<0.0006	－	0.006
シマジン	mg/L	－	<0.0003	－	0.003
チオベンカルブ	mg/L	－	<0.002	－	0.02
ベンゼン	mg/L	－	<0.001	－	0.01
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0.01
硼素	mg/L	<0.02	0.08	0.02	1.0
弗素	mg/L	0.08	0.17	<0.08	0.8
1,4-ジオキサン	mg/L	－	<0.005	－	0.05

②含有量試験

測定箇所		15 諏訪中橋 下流	[参考] ダイオキシン類 環境基準値
測定項目／試料採取日		R6.5.2	
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	28.0	150

資料6 表土（覆土）－ 測定地点19/20/21 －

①溶出試験

地点番号・測定箇所		19 地点B	20 地点C	21 地点D	土壌 環境基準値
測定項目／試料採取日		R6.5.2	R6.5.2	R6.5.2	
有機燐	mg/L	不検出	－	－	検出されないこと
カドミウム	mg/L	<0.001	－	－	0.003
シアン	mg/L	不検出	－	－	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.005	－	－	0.01
六価クロム	mg/L	<0.04	－	－	0.05
砒素	mg/L	<0.005	－	－	0.01
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005
アルキル水銀	mg/L	－	－	－	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	不検出	－	－	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	－	－	0.03
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	－	－	0.01
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	－	－	0.02
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	－	－	0.002
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	－	－	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	－	－	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	－	－	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	－	－	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	－	－	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	－	－	0.006
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	－	－	0.002
チウラム	mg/L	<0.0006	－	－	0.006
シマジン	mg/L	<0.0003	－	－	0.003
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	－	－	0.02
ベンゼン	mg/L	<0.001	－	－	0.01
セレン	mg/L	<0.002	－	－	0.01
硼素	mg/L	<0.02	－	－	1.0
弗素	mg/L	<0.08	－	－	0.8
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	－	－	0.05

備考 地点B:第1工区下段法面、地点C:第2工区下段法面、地点D:第3工区下段法面

②含有量試験

地点番号・測定箇所		19 地点B	20 地点C	21 地点D	土壌 含有量基準 値
測定項目／試料採取日		R6.5.2	R6.5.2	R6.5.2	
カドミウム	mg/kg	<0.5	－	－	45
シアン	mg/kg	<1	－	－	50
鉛	mg/kg	8.5	－	－	150
六価クロム	mg/kg	<0.5	－	－	250
砒素	mg/kg	<0.5	－	－	150
総水銀	mg/kg	0.01	0.01	0.01	15
セレン	mg/kg	<0.5	－	－	150
硼素	mg/kg	<10	－	－	4000
弗素	mg/kg	<10	－	－	4000
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	4.7	－	－	1000

資料7 臭気 埋立作業地直近、風下敷地境界 — 測定地点28/29 —

検査地点			28 埋立作業地直近	29 風下敷地境界	規制基準値
測定項目／試料採取日			R6.7.4	R6.7.4	
特定悪臭物質	アンモニア	ppm	<0.1	<0.1	1
	メチルメルカプタン	ppm	<0.0002	<0.0002	0.002
	硫化水素	ppm	<0.0005	<0.0005	0.02
	硫化メチル	ppm	<0.0005	<0.0005	0.01
	二硫化メチル	ppm	<0.0009	<0.0009	0.009
	トリメチルアミン	ppm	<0.0005	<0.0005	0.005
	アセトアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	0.05
	プロピオンアルデヒド	ppm	<0.005	<0.005	0.05
	ノルマルブチルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	0.009
	イソブチルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	0.02
	ノルマルバレルアルデヒド	ppm	<0.002	<0.002	0.009
	イソバレルアルデヒド	ppm	<0.001	<0.001	0.003
	イソブタノール	ppm	<0.09	<0.09	0.9
	酢酸エチル	ppm	<0.3	<0.3	3
	メチルイソブチルケトン	ppm	<0.1	<0.1	1
	トルエン	ppm	<1	<1	10
	スチレン	ppm	<0.04	<0.04	0.4
	キシレン	ppm	<0.1	<0.1	1
	プロピオン酸	ppm	<0.005	<0.005	0.03
	ノルマル酪酸	ppm	<0.0002	<0.0002	0.001
	ノルマル吉草酸	ppm	<0.0002	<0.0002	0.0009
	イソ吉草酸	ppm	<0.0002	<0.0002	0.001
臭気指数		—	<10	<10	10 [※]
天 候		—	曇	曇	—
気 温		℃	31.0	32.0	—
湿 度		%	69	68.2	—
風 向		—	—	—	—
風 速		m/s	0.5未満	0.5未満	—

※岐阜県「官能試験法による悪臭対策指導要領(平成7年4月1日)」による敷地境界における指導基準値

資料8 廃棄物(脱水ケーキ) — 測定地点12 —

①溶出試験

測定地点・測定箇所		12 処理施設	[参考]金属等を含む 産業廃棄物に係る 判定基準
測定項目／試料採取日		R6.5.2	
有機燐	mg/L	<0.1	1
カドミウム	mg/L	<0.009	0.09
シアン	mg/L	<0.1	1
鉛	mg/L	<0.01	0.3
六価クロム	mg/L	<0.04	1.5
砒素	mg/L	<0.01	0.3
総水銀	mg/L	<0.0005	0.005
アルキル水銀	mg/L	—	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	<0.0005	0.003
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.1
ジクロロメタン	mg/L	<0.02	0.2
四塩化炭素	mg/L	<0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.004	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.02	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.04	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.006	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.002	0.02
チウラム	mg/L	<0.006	0.06
シマジン	mg/L	<0.003	0.03
チオベンカルブ	mg/L	<0.02	0.2
ベンゼン	mg/L	<0.01	0.1
セレン	mg/L	<0.01	0.3
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.05	0.5

②含有量試験

地点番号・測定箇所		12 処理施設	土壌 含有量基準 値
測定項目／試料採取日		R6.5.2	
カドミウム	mg/kg	0.31	45
シアン	mg/kg	<0.5	50
鉛	mg/kg	4.1	150
六価クロム	mg/kg	<2	250
砒素	mg/kg	12	150
総水銀	mg/kg	<0.01	15
セレン	mg/kg	<0.5	150
硼素	mg/kg	150	4000
弗素	mg/kg	50	4000

資料9 大気(諏訪町、浸出水処理施設、建設事務所付近)

— 測定地点41/42-1/42-2/42-3 —

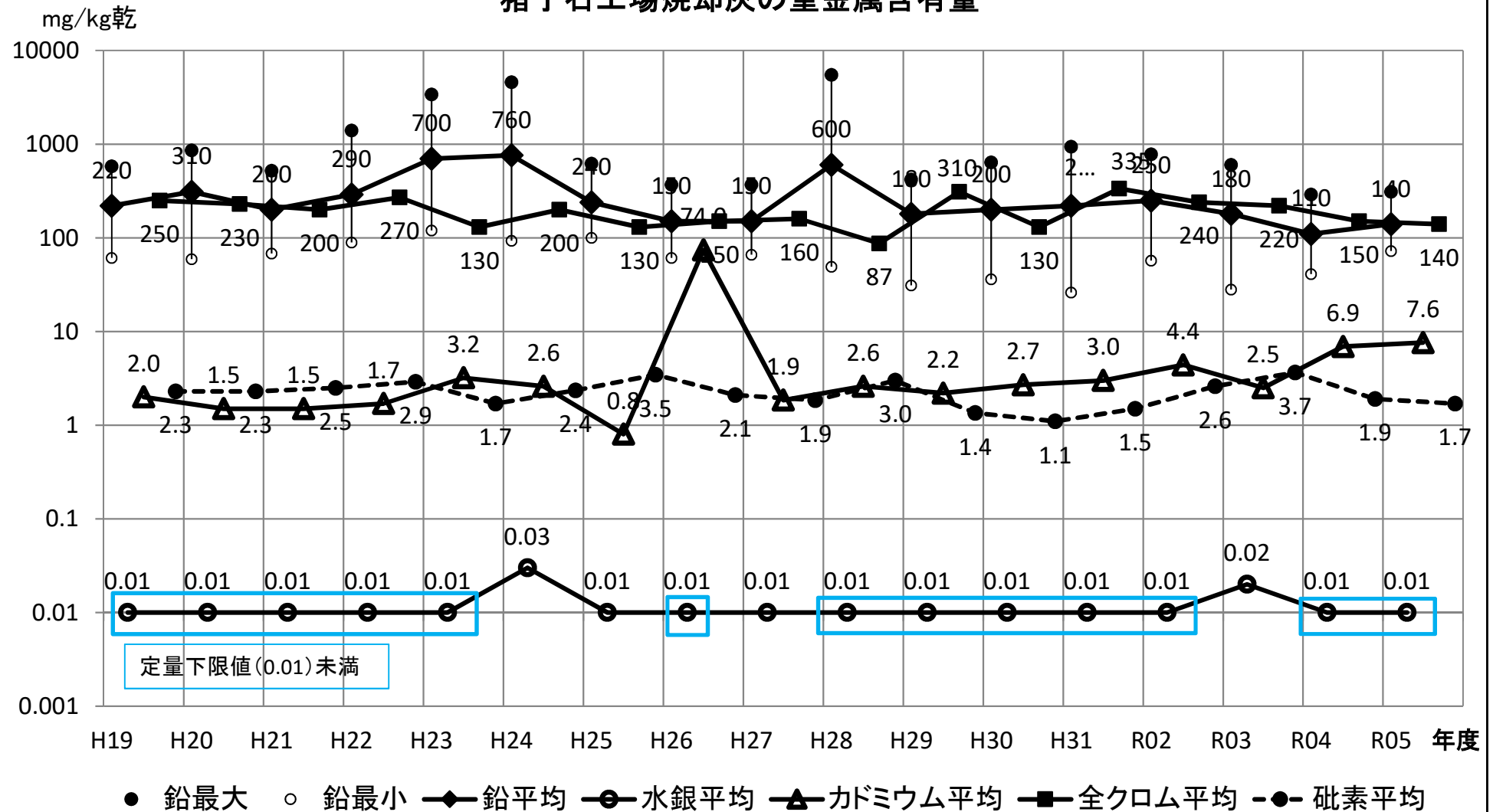
測定場所／測定項目／試料採取日			R5.12.11～12.15	R6.1.11	R6.9.2～9.6	[参考] 環境基準	その他 参考基準
41 諏訪町	ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	—	—	0.0076	0.6(年平均)	—
	総粉じん濃度	mg/m ³	—	—	0.023	—	—
	浮遊粒子状物質	mg/m ³	—	—	期間平均 0.012 日平均 0.010～0.016 1時間値 0.003～0.036	※1	—
42-1 浸出水処理施設	ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	0.011	—	0.0071	0.6(年平均)	—
	総粉じん濃度	mg/m ³	0.031	—	0.033	—	—
	アスベスト	本/L	—	<0.2	—	—	10(※2)
	風速	m/s	0.3	<1.0	0.6	—	—
	主風向	—	東南東	静穏	南西	—	—
42-2 建設事務所付近	ダイオキシン類	pg-TEQ/m ³	0.011	—	0.0072	0.6(年平均)	—
	総粉じん濃度	mg/m ³	0.030	—	0.030	—	—
	アスベスト	本/L	—	<0.2	—	—	10(※2)
	風速	m/s	0.4	<1.0	0.6	—	—
	主風向	—	西北西	静穏	南西	—	—
42-3 北門付近	アスベスト	本/L	—	<0.2	—	—	10(※2)
	風速	m/s	—	<1.0	—	—	—
	主風向	—	—	静穏	—	—	—

※1 浮遊粒子状物質の環境基準

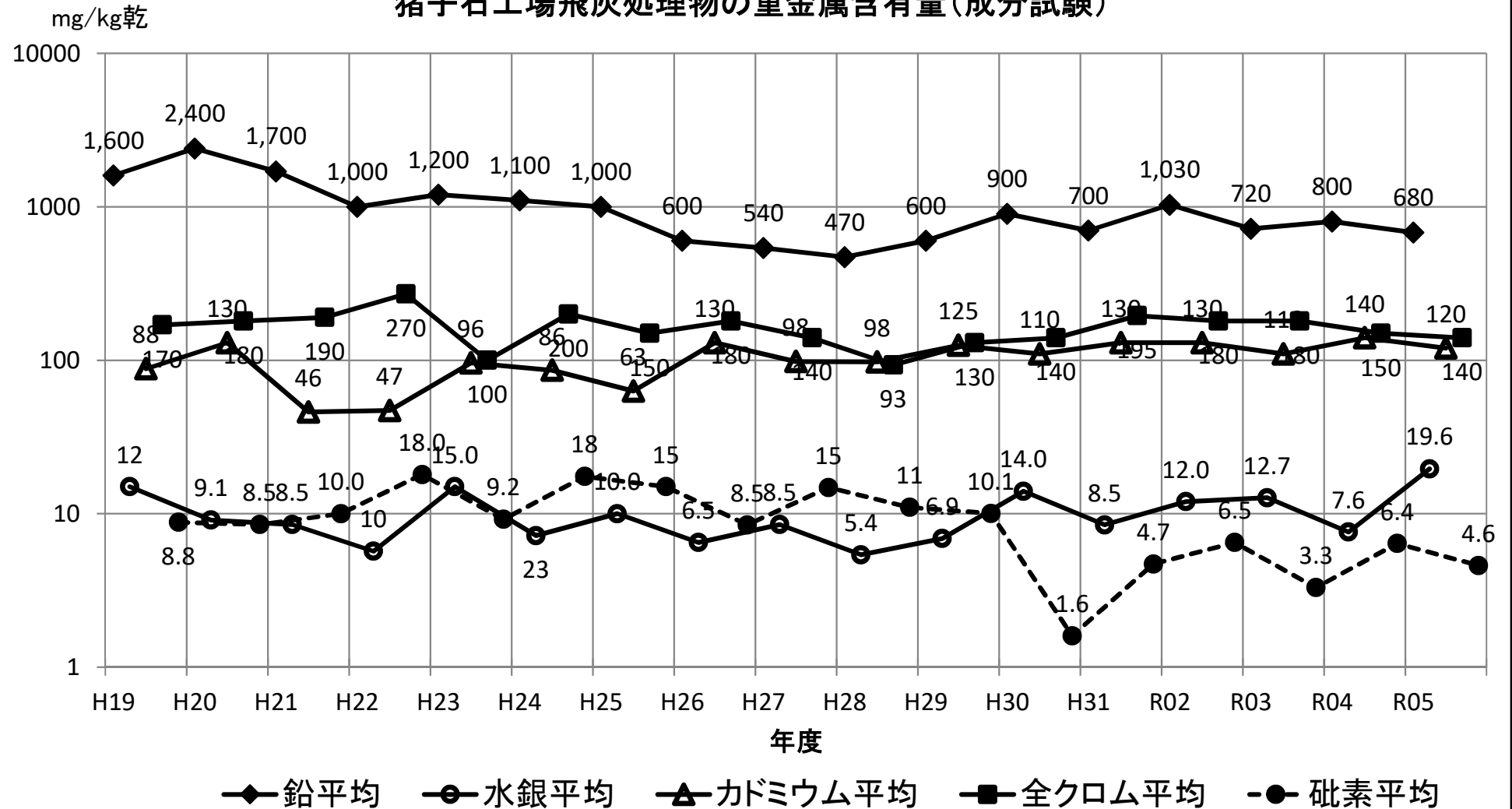
: 1時間値の1日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下であること。

※2 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設の敷地境界での規制基準

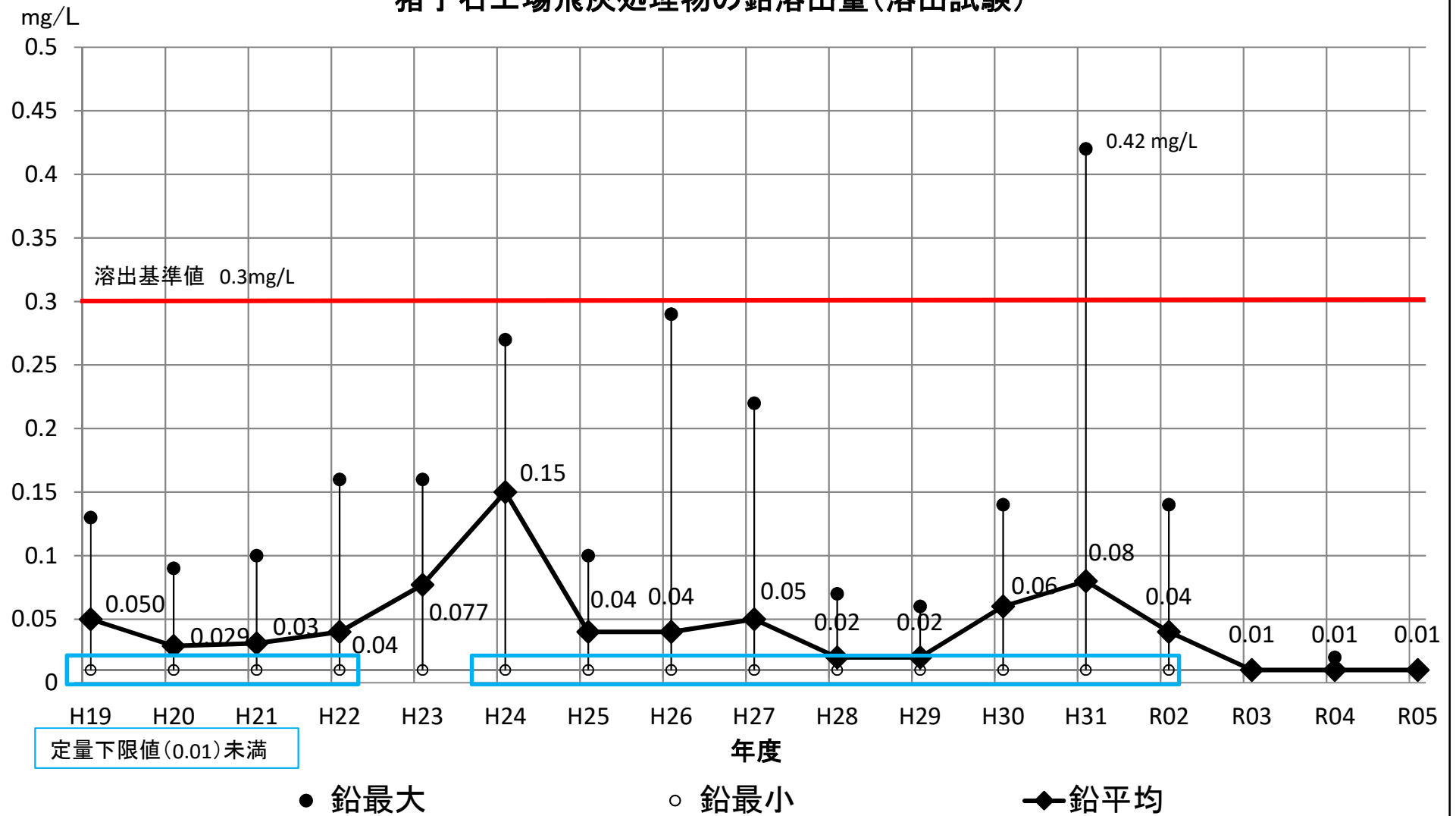
ごみ質の変化を把握するための資料1
猪子石工場焼却灰の重金属含有量



ごみ質の変化を把握するための資料2
猪子石工場飛灰処理物の重金属含有量(成分試験)

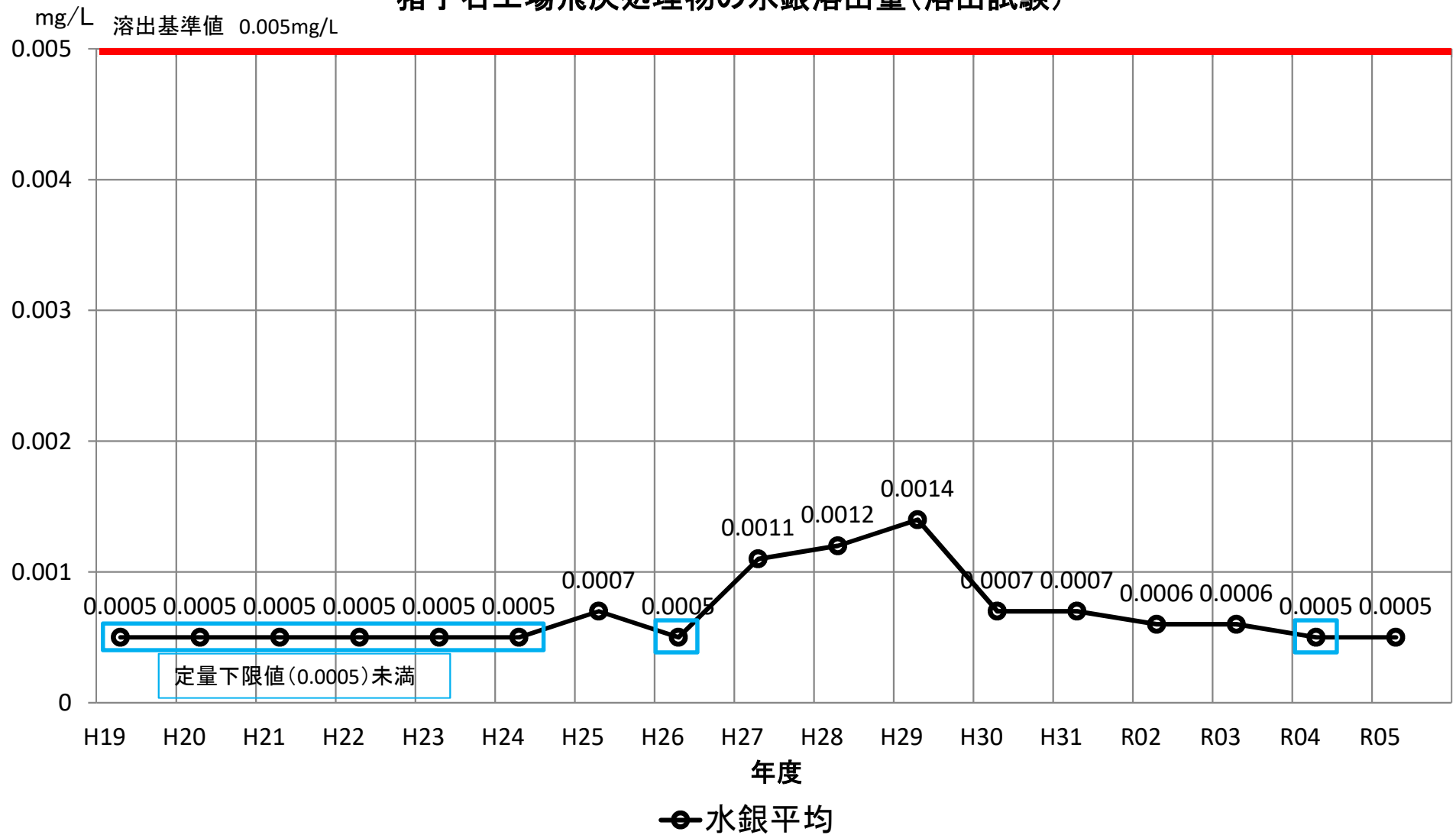


ごみ質の変化を把握するための資料3
猪子石工場飛灰処理物の鉛溶出量(溶出試験)



R3、R5年度は全て定量下限値の結果であった。

ごみ質の変化を把握するための資料4
猪子石工場飛灰処理物の水銀溶出量(溶出試験)



令和7年度の環境モニタリング計画の概要

1 測定項目

法令により測定の義務がある物質及び処分場の特性を表す物質を重点とし、各種基準項目、検出状況、浸出水処理に関する物質及び周辺住民が不安を抱く物質を選択する。

2 令和5年10月から令和6年9月の測定結果の概要

- (1) 放流水、地下水、廃棄物、大気、底質及び土壌で基準が設定されている項目は基準値以下、又は基準の範囲内である。
- (2) 処分場周縁の地下水は、一部例年より数値が高い項目がみられたが、大きな変動無く推移している。
- (3) 検出項目及び数値に例年と大きな変動はなく、新たに検出された項目はない。

3 令和5年10月以降の環境保全に関する国の動き

令和7年3月に一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令が改正される予定であり、令和7年4月1日より、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項目に係る排水基準値は3,000個/cm³から800CFU/mLに変更される予定である。

また、令和8年4月1日より、六価クロムの排水基準は0.5mg/Lから0.2mg/Lに、地下水等検査基準値は0.05mg/Lから0.02mg/Lに変更される予定である。

4 令和7年度環境モニタリング計画の特記事項

- (1) 測定結果に生活環境上の問題がないので、基本的な環境モニタリング計画は変更しない。
- (2) 表土の輪番項目の測定地点を地点B(19)から地点C(20)に変更する。
- (3) 臨時測定箇所を付替水路から南東湧水へ変更する。
- (4) 省令の改正予定のため大腸菌群数から大腸菌数の測定に変更する。

5 測定頻度

法定測定頻度、愛岐処分場の特性、物質の毒性等を元に基準測定回数を定め、検出項目については、毒性、検出濃度レベル等により測定回数を増加させ、10年間環境基準値以下の場合には基本測定回数に戻す。

観測井1で塩化物イオンが高い値で検出される間は、観測井1の年1回測定の地下水等検査項目、ダイオキシン類等は年2回測定とし、年4回測定の全窒素、アンモニア性窒素、硝酸・亜硝酸性窒素については観測井1、観測井2共に月1回測定とする。

6 測定地点

- (1) 水質測定
 - ア 浸出水（測定地点番号11）
 - イ 放流水（測定地点番号9（法定の測定地点））
 - ウ 地下水（測定地点番号1（法定の測定地点）、2（法定の測定地点）、3、4）
 - エ 沢水（測定地点番号5、7、8、30）
 - オ 河川（測定地点番号39、40）
- (2) 底質（測定地点番号14（溶出試験）、15（溶出・含有量試験）、31（溶出試験））

- (3) 土壌（測定地点番号 19、20、21（溶出・含有量試験））
- (4) 臭気（測定地点番号 28、29）
- (5) 大気（測定地点番号 41、42-1、42-2、42-3）
- (6) 廃棄物（測定地点番号 12）
- (7) 臨時調査地点

7 地点数及び項目数

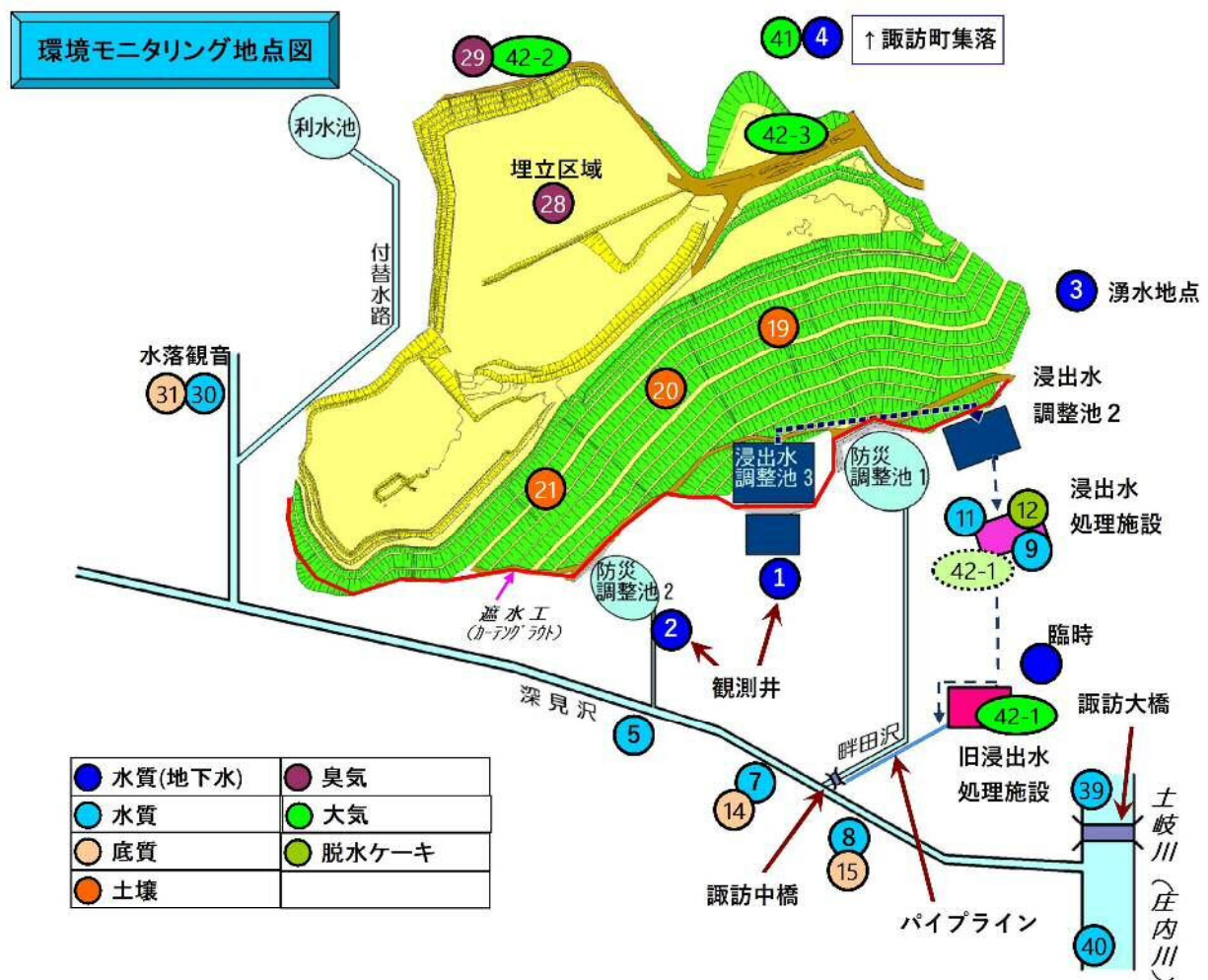
地点数は水質 13、底質 3、土壌 3、廃棄物（脱水ケーキ） 1、臭気 2、大気 4 の計 26 地点で、このうち測定義務地点は放流水、観測井 1 及び観測井 2 の 3 地点である。

測定項目数は、水質 1672、底質 46、土壌 41、廃棄物（脱水ケーキ） 33、臭気 46、大気 14 の計 1852 項目である。

8 測定時期

年 12 回の測定は毎月、3 ヶ月に 1 回の測定は 5 月、8 月、11 月、2 月に、水質の年 2 回の測定は 5 月、11 月に、水質、底質、土壌、廃棄物の年 1 回の測定は 5 月に、臭気は夏季に、大気の年 2 回測定は夏季・冬季に、諏訪町に係る測定は夏季に、アスベストは冬季に実施を原則とする。

測定計画の表を 2 枚添付する。



令和7年度環境モニタリング実施計画表(水質)

検査項目	法令で定められた測定回数	放流水	浸出水	検査項目	法令で定められた測定回数	地下水				沢水				地下水	河川水		
		9	11			1	2	3	4	5	7	8	30	臨時	39	40	
		処理施設出口	処理施設入口			観測井1	観測井2	湧水地点	諏訪町集落内井戸	上流	深見沢諏訪中橋上	諏訪中橋下	水落観音	南東湧水	庄内川(土岐川)諏訪大橋上流	諏訪大橋下流	
生活環境項目	水素イオン濃度	12	12	1	水素イオン濃度	—	連続・2	連続・1	12	4	12	12	12	1	1	1	
	生物化学的酸素要求量	12	12	2	生物化学的酸素要求量	—	4	4	4	4	4	4	12	4	1	1	
	化学的酸素要求量	—	12	3	化学的酸素要求量	—	4	4	4	4	4	4	12	4	1	1	
	浮遊物質	12	12	4	浮遊物質	—	4	4	4	4	4	4	12	4	1	1	
	大腸菌群数	1	12→- →12	5	大腸菌群数	—	1→- →1	1→- →1	1→- →1	1→- →1	4→- →4	4→- →4	12→- →12	4→- →4	1→- →1	1→- →1	
	大腸菌数	—	—	6	大腸菌数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ノルマルヘキサン抽出物質	1	1	7	ノルマルヘキサン抽出物質	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	フェノール類	1	4	8	フェノール類	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	銅	1	4	9	銅	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	亜鉛	1	12	10	亜鉛	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	溶解性鉄	1	12	11	溶解性鉄	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	溶解性マンガン	1	12	12	溶解性マンガン	—	4	4	4	4	4	4	12	4	1	1	
	クロム	1	4	13	クロム	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	全窒素	12	12	14	全窒素	—	4→12	4→12	4	4	4	4	12	4	1	1	
	全燐	1	4	15	全燐	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	溶存酸素	—	—	16	溶存酸素	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	
	塩化物イオン	—	12	17	塩化物イオン	12	12	12	12	4	12	12	12	12	1	1	1
	電気伝導率	—	12	18	電気伝導率	12	連続・12	連続・12	12	4	12	12	12	12	1	1	1
	カルシウム	—	4	19	カルシウム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健康項目(有害物質)	カドミウム	1	4	1	カドミウム	1	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	
	シアン	1	4	2	シアン	1	4	4	4	4	4	4	4	1	1	1	
	有機燐	1	1	3	有機燐	—	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	鉛	1	4	4	鉛	1	4	12	4	4	4	12	4	4	1	1	
	六価クロム	1	4	5	六価クロム	1	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	
	砒素	1	12	6	砒素	1	12	4	4	4	4	4	4	4	1	1	
	総水銀	1	4	7	総水銀	1	4	4	4	4	4	4	4	4	1	1	
	アルキル水銀	1	※	8	アルキル水銀	1	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※
	ポリ塩化ビフェニル	1	1	9	ポリ塩化ビフェニル	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	トリクロロエチレン	1	1	10	トリクロロエチレン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	テトラクロロエチレン	1	1	11	テトラクロロエチレン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	ジクロロメタン	1	1	12	ジクロロメタン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	四塩化炭素	1	1	13	四塩化炭素	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	1,2-ジクロロエタン	1	1	14	1,2-ジクロロエタン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	1,1-ジクロロエチレン	1	1	15	1,1-ジクロロエチレン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	—	—	—	1	1	1	1	—	1	1
	1,2-ジクロロエチレン	—	—	17	1,2-ジクロロエチレン	1	1→2	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—
	1,1,1-トリクロロエタン	1	1	18	1,1,1-トリクロロエタン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	1,1,2-トリクロロエタン	1	1	19	1,1,2-トリクロロエタン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	1,3-ジクロロプロペン	1	1	20	1,3-ジクロロプロペン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	チウラム	1	1	21	チウラム	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	シマジン	1	1	22	シマジン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	チオベンカルブ	1	1	23	チオベンカルブ	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	ベンゼン	1	1	24	ベンゼン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	セレン	1	1	25	セレン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	硼素	1	4	26	硼素	—	1→2	1	1	1	4	4	4	4	1	1	1
	弗素	1	4	27	弗素	—	1→2	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1
	硝酸・亜硝酸性窒素	1	12	28	硝酸・亜硝酸性窒素	—	4→12	4→12	4	4	4	4	12	4	1	1	1
	アンモニア性窒素	1	12	29	アンモニア性窒素	—	4→12	4→12	4	4	4	4	12	4	1	1	1
	クロロエチレン	—	—	30	クロロエチレン	1	1→2	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—
	1,4-ジオキサン	1	1	31	1,4-ジオキサン	1	1→2	1	1	1	1	1	1	1	—	1	1
	ダイオキシン類	1	1	32	ダイオキシン類	1	1→2	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—
要監視項目	ニッケル	—	1	1	ニッケル	—	1	1	—	1	—	—	—	—	—	—	
	フタル酸ジエチルヘキシル	—	1	2	フタル酸ジエチルヘキシル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	ダイアジノン	—	1	3	ダイアジノン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
一般性状項目(水温、外観、臭気等)				—	12	12	12	4	12	12	12	12	1	1	1		

(注1)検査項目欄の網かけは、網かけの箇所での法定測定項目を示す。(注2)総水銀が検出されたときはアルキル水銀を測定する。(注3)表の数字は年間の測定回数を示し、前年度から変更した箇所は赤字で示す。
(注4)青字斜体は、観測井1の塩化物イオンが高い値で検出される間、平成19年度より測定回数を変更させた項目。

令和7年度環境モニタリング実施計画表(脱水ケーキ、底質、土壌、臭気、大気)

検査項目			廃棄物	底質			土壌			臭気					
			12	14	15	31	19	20	21	検査項目			28	29	
			脱水ケーキ (処理施設)	深見沢		水落観音	地点B	地点C	地点D				埋立作業 直近	風下敷地 境界	
				諏訪中橋上流	諏訪中橋下流										
溶出試験	1	鉛	1	1	1	1	1→-	-→1	-	1	アンモニア			1	1
	2	ひ素	1	1	1	1	1→-	-→1	-	2	メチルメルカプタン			1	1
	3	カドミウム	1	1	1	1	1→-	-→1	-	3	硫化水素			1	1
	4	シアン	1	1	1	1	1→-	-→1	-	4	硫化メチル			1	1
	5	六価クロム	1	1	1	1	1→-	-→1	-	5	二硫化メチル			1	1
	6	総水銀	1	1	1	1	1	1	1	6	トリメチルアミン			1	1
	7	アルキル水銀	※	※	※	※	※	※	※	7	アセトアルデヒド			1	1
	8	トリクロロエチレン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	8	プロピオンアルデヒド			1	1
	9	テトラクロロエチレン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	9	ノルマルブチルアルデヒド			1	1
	10	四塩化炭素	1	-	1	-	1→-	-→1	-	10	イソブチルアルデヒド			1	1
	11	有機燐	1	-	1	-	1→-	-→1	-	11	ノルマルバレールアルデヒド			1	1
	12	PCB	1	-	1	-	1→-	-→1	-	12	イソバレールアルデヒド			1	1
	13	ジクロロメタン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	13	イソブタノール			1	1
	14	1,2-ジクロロエタン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	14	酢酸エチル			1	1
	15	1,1-ジクロロエチレン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	15	メチルイソブチルケトン			1	1
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	1	-	-	-	-	-	-	16	トルエン			1	1
	17	1, 2-ジクロロエチレン	-	-	1	-	1→-	-→1	-	17	スチレン			1	1
	18	1,1,1-トリクロロエタン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	18	キシレン			1	1
	19	1,1,2-トリクロロエタン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	19	プロピオン酸			1	1
	20	1,3-ジクロロプロペン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	20	ノルマル酪酸			1	1
	21	チウラム	1	-	1	-	1→-	-→1	-	21	ノルマル吉草酸			1	1
	22	シマジン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	22	イソ吉草酸			1	1
	23	チオベンカルブ	1	-	1	-	1→-	-→1	-	23	臭気指数(10×LogM) (M=臭気濃度)			1	1
	24	ベンゼン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	大気					
	25	セレン	1	1	1	1	1→-	-→1	-						
	26	硼素	-	1	1	1	1→-	-→1	-						
	27	弗素	-	1	1	1	1→-	-→1	-						
	28	クロロエチレン	-	-	1	-	1→-	-→1	-						
	29	1,4-ジオキサン	1	-	1	-	1→-	-→1	-	検査項目		41	42-1	42-2	42-3
									諏訪町 集落内			埋立地 境界	埋立地 境界	埋立地 境界	
含有量試験	1	鉛	1	-	-	-	1→-	-→1	-	1	ダイオキシン類	1	2	2	-
	2	ひ素	1	-	-	-	1→-	-→1	-	2	総粉じん	1	2	2	-
	3	カドミウム	1	-	-	-	1→-	-→1	-	3	浮遊粒子状物質	1	-	-	-
	4	シアン	1	-	-	-	1→-	-→1	-	4	アスベスト(冬季)	-	1	1	1
	5	総水銀	1	-	-	-	1	1	1	1 当該調査は法令や条例等の測定義務はない。 2 表の数字は年間の測定回数を示し、前年度から変更した箇所は赤字で示す。 3 総水銀が検出された場合アルキル水銀を測定する。					
	6	六価クロム	1	-	-	-	1→-	-→1	-						
	7	弗素	1	-	-	-	1→-	-→1	-						
	8	硼素	1	-	-	-	1→-	-→1	-						
	9	セレン	1	-	-	-	1→-	-→1	-						
	10	ダイオキシン類	-	-	1	-	1→-	-→1	-						
一般性状(含水率,強熱減量,水素イオン濃度,酸化還元電位,泥温,臭気)			-	1	1	1	-	-	-						

測定回数の過去の経緯について

専門家会議開催日		モニタリング計画	測定項目を変更した経緯
第5回	平成14年7月31日	平成14年度モニタリング計画	●過去の検出状況により臭気測定を年2回→年1回に変更 ●増量変更により、諏訪町公民館付近の大気測定を年1回、埋立区界の大気測定を年2回測定項目に追加 ●深見沢 諏訪中橋上流、下流：塩化物イオン濃度、電気伝導率を年0回→年12回測定に変更
第7回	平成15年3月26日	平成15年度モニタリング計画	●調査地点の見直し 送水経路の変更に伴って、測定ができなくなる地点を廃止し、近接した類似の調査地点を統合 ●塩化物イオン濃度が流出事故前の平均値程度に低下するまで観測井1の測定を下記のとおり強化 ・塩化物イオン：月1回、電気伝導率：連続で監視 ・硝酸・亜硝酸窒素、アンモニア性窒素、全窒素を月1回測定 ・地下水等検査項目を年2回測定に変更
第12回	平成17年11月20日	平成18年度モニタリング計画	●諏訪中橋上流：底質において鉛が高濃度で検出されたため年2回測定へ強化 ●アスベスト被害の関心の高まりを契機に敷地境界で大気中のアスベスト測定を追加
第13回	平成18年11月17日	平成19年度モニタリング計画	●臨時調査地点を1地点追加（付替水路） ●観測井1：測定強化していたトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素は未検出の為、他の揮発性有機物質と同様（年4回測定から年2回測定）に変更
第15回	平成20年11月17日	平成21年度モニタリング計画	●諏訪中橋上流：底質において鉛（溶出）の測定を年1回測定に変更（高濃度で検出された原因が土壌由来と判定） ●要監視項目を過去に検出された地点で検出された項目を年1回測定に変更
第16回	平成22年1月28日	平成22年度モニタリング計画	●法令改正に伴い下記項目を新たに追加 ・地下水、沢水、河川水：1,4-ジオキサンを年1回測定 ・地下水：塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレンを年1回測定 ●過去3年間の検出状況により下記項目を強化 ・中橋上流、中橋下流：弗素 過去3年間1～3回検出のため年1回→年4回測定 ・水落観音、深見沢上流：硼素 過去3年間1回検出のため年1回→年4回測定 ●過去3年間の検出状況により下記項目を変更 ・浸出水、放流水：n-ヘキサン 年4回→年1回測定、カドミウム、鉛 年12回→年4回測定 ・観測井1：鉛、深見沢上流：カドミウム、鉛、中橋上流、下流：カドミウム 年12回→年4回測定
第17回	平成22年12月27日	平成23年度モニタリング計画	●諏訪中橋下流：硼素 平成11年から上昇傾向を示したため、年12回測定に強化したが、その後上昇傾向はないため年4回測定に変更

専門家会議開催日		モニタリング計画	測定項目を変更した経緯
第18回	平成23年12月27日	平成24年度モニタリング計画	●地下水：地下水等検査項目の環境基準値の改正によりカドミウムの基準値 0.01→0.003mg/Lに変更 ●河川水、地下水：水質汚濁防止法の改正により1,1-ジクロロエチレンの基準値 0.2→1.0mg/Lに変更 ●中央審議会で排水基準項目に1,4-ジオキサンが追加されたため、浸出水、放流水で年1回測定に変更
第20回	平成25年12月25日	平成26年度モニタリング計画	●脱水ケーキ：1,4-ジオキサンを測定項目に追加（H25年6月 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準 省令改正） ●地下水：地下水等検査項目の改正によりシス-1,2-ジクロロエチレンが廃止され、代わりに1,2-ジクロロエチレンが追加されたため、シス-1,2-ジクロロエチレンの測定を中止し、1,2-ジクロロエチレンを年1回測定に変更
第22回	平成28年2月23日	平成28年度モニタリング計画	●H27年8月 浸出水：亜鉛の濃度が2.3mg/L（排水基準 2.0mg/L）検出されたため、浸出水中で排水基準を超過。（放流水は<0.01mg/Lのため排水基準は下回った） ⇒浸出水、放流水で亜鉛の測定回数を 年4回→年12回へ強化 ●放流水：排水基準値の改正によりカドミウムの排水基準 0.1→0.03mg/Lに変更
第25回	平成30年12月27日	平成31年度モニタリング計画	●土壌、底質：土壌環境基準の改正により、シス1,2-ジクロロエチレンが廃止され、代わりに1,2-ジクロロエチレンが追加されたため、シス-1,2-ジクロロエチレンの測定を中止し、1,2-ジクロロエチレンを年1回測定に変更
—	（令和2年1月20日） 飛灰処理物の鉛の溶出量 が基準値超過	令和2年度モニタリング計画	猪子石工場から愛岐処分場へ搬入された飛灰処理物の鉛の溶出量が基準値を超過したことが令和2年1月20日に判明。（基準値 0.3mg/Lに対し、0.42mg/L） 21日に岐阜県、多治見市、地元諏訪町に状況報告。 岐阜県より対応として令和2年度の水質検査中の鉛について浸出水、放流水の測定回数を毎月測定するように指示あり。 ●浸出水、放流水：鉛の測定回数を年4回測定から年12回測定に変更 ⇒令和2年12月10日に岐阜県と打ち合わせをし、異常な値が検出されていないことから、測定回数を従来の年4回に変更してよいことを確認 令和3年度モニタリング計画では、従来通りの年4回測定に変更
第27回	令和4年3月3日	令和4年度モニタリング計画	●河川水、地下水：水質環境基準の改正により六価クロムの基準値 0.05→0.02mg/Lに変更
第29回	令和6年2月26日	令和6年度モニタリング計画	●脱水ケーキ：未測定であった含有量試験を年1回測定するように追加

・ 元素

項 目	地殻濃度 (ppm)	必須性	体 内 存在量	用 途 等
カドミウム	0.11	×	50m g	はんだ、ニカド電池（充電電池）、顔料、光電素子。重金属の中で、水銀、鉛と並んで有害な金属。イタイイタイ病(1960 頃)。
鉛	14	○	120 m g	鉛蓄電池（カーバッテリー）、はんだ、鉛ガラス、昔のガソリンのアンチノック剤やおしろい。
クロム	100	◎	2m g	ステンレス、めっき、顔料、染料、革なめし。クロムの中でも 6 価クロムの毒性は強い。製造工場で鼻中隔穿孔症。
砒素	1.8	○	2m g	半導体、農薬、犬フィラリア駆虫剤、陶磁器、昔の殺鼠剤（石見銀山）。森永砒素ミルク事件(1955)。
水銀	0.05	×	13m g	体温計、蛍光灯、水銀灯、水銀電池、歯科用アマルガム。水俣病（1956～1960。メチル水銀）。
セレン	0.05	◎	12m g	昔の電気機器の整流器、電池、半導体、顔料、コピー機。
弗素	950	○	3 g	歯磨き剤、弗素樹脂（テフロン）、冷媒（フロン）。茶葉に多く含まれる。
硼素	10	○	10m g	ゴキブリ駆除剤（硼酸だんご）、目薬、ガラス。
銅	55	◎	80m g	硬貨、電線、合金。
亜鉛	70	◎	2 g	乾電池、めっき、合金、塗料、外用薬、化粧品。
鉄	41000	◎	6 g	鉄鋼。
マンガン	950	◎	100 m g	乾電池、ステンレス、マンガン鋼、ガラス着色剤。茶葉に多く含まれる。
燐	1000	◎	700 g	肥料、食品添加物、農薬、殺虫剤、歯磨き剤、昔の洗剤。窒素、カリウムとともに肥料の三大要素のひとつ。 海域、湖沼の富栄養化の原因物質のひとつ。

地殻濃度：地殻（地球表面の厚さ 10～50 k m のマントル上部までの固体部分）における推定値。

必須性：◎人において必須性が認められているもの。

○実験哺乳動物で必須性が明らかにされているもの。

体内存在量：体重 70 k g の人の体内の存在量。

・化学物質

項 目	説 明
チウラム	農薬（殺菌剤）。別名チラム。
シマジン	農薬（畑作用除草剤）。別名C A T。
チオベン カルブ	農薬（水田用除草剤）。別名ベンチオカーブ、サターン。
ベンゼン	石油、接着剤の成分。有機溶剤。脂溶性で分解、排出されにくい。発がん性が疑われている。
シアン	炭素と窒素から成り、金属めっき、合成樹脂や繊維の製造に利用される。自然界には、青梅、杏仁（杏の種子。漢方薬。）、アジサイの葉などに含まれる。呼吸毒。
有機燐	燐原子を含む有機化合物の総称。通常、有機燐系の農薬、殺虫剤のことを意味する。
アスベスト	石綿。主成分はケイ酸マグネシウム塩。天然に産する柔らかい綿状の岩石。耐熱性、耐圧性、電気絶縁性、耐薬品性に優れ、断熱材やブレーキ、スレート、タイルに使用された。微細な針状で、石綿肺、肺繊維症、肺がん、中皮腫の原因となる。
硝酸性、亜硝酸性窒素	硝酸塩、亜硝酸塩に含まれる窒素。肥料、食品添加物（発色剤）等を使用され、農地から肥料として散布されたものが、地下水や井戸水を汚染することがある。メトヘモグロビン血症を起こす。海域、湖沼の富栄養化の原因物質のひとつ。
アンモニア性窒素	アンモニア塩に含まれる窒素。肥料、外用薬（虫刺され薬）に利用され、硝酸性、亜硝酸性窒素を含めた総量での基準がある。微生物により、亜硝酸、硝酸へと変化する。海域、湖沼の富栄養化の原因物質のひとつ。
フェノール類	フェノール（石炭酸）及び各種のフェノール化合物を言い、合成樹脂や消毒薬（クレゾール）に使用される。毒性は高くはないが、塩素処理で著しい異臭味をもつクロロフェノール類を生成する。
ポリ塩化ビフェニル	別名P C B。現在は製造中止。塩素系有機化合物。化学的に安定で、電気設備の変圧器、整流器等、ノーカーボン紙、熱媒体に絶縁油、潤滑油等として使用された。脂溶性で体内に取り込まれやすく、排出されにくい。発がん性がある。カネミ油症事件(1968)。
ダイオキシン類	塩素系有機化合物。塩素の結合する位置により多くの物質に分類されるが、まとめてダイオキシン類と呼ばれる。毒性が強く、発がん性、催奇形性を持つ。ベトナム戦争での枯葉剤、ごみ焼却に伴って発生することで問題となった。
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	塩素系有機化合物。無色の気体で、ポリ塩化ビニルなどのプラスチックの原料に用いられる。発がん性があると考えられており、食品衛生法や労働基準法で規制がある。プラスチック製造時やポリ塩化ビニル樹脂の燃焼時に発生する。
1,4-ジオキサン	無色の液体で、引火、爆発性を有する。工業溶剤に用いられ、粘膜への強い刺激性がある。動物実験で肝がんの発生が認められている。

項 目	説 明
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン（塩素の結合位置によってシス体とトランス体がある。）、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン	塩素系有機化合物。安価で多種多様の物質が生産でき、ドライクリーニングや金属部品の洗浄剤、溶剤、農薬や樹脂等の原料となる。 脂溶性で蓄積性があり、中毒により神経障害、腎、肝障害を起こし、発がん性を持つものもある。

・その他

項 目	説 明
定量下限値	ある分析方法で測定物質の定量が可能な最小値または濃度。
水素イオン濃度	通称pH（ペーハーまたはピーエッチ）。水中の水素イオン（ H^+ ）濃度の逆数の常用対数。数値が小さいと酸性、大きいとアルカリ性、7付近を中性とし、水素イオン濃度が重金属等の水に対する溶解度、化学反応、生物の活動に影響を与える。
生物化学的酸素要求量	通称BOD（ <u>B</u> iochemical <u>O</u> xygen <u>D</u> emandの略）。水中の有機物（汚れ）が微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量を言う。数値が大きいほど、水が汚れていることを示す。
化学的酸素要求量	通称COD（ <u>C</u> hemical <u>O</u> xygen <u>D</u> emandの略）。BODが微生物によって消費された酸素の量を測定するのに対し、CODは化学物質を用いて酸素の量を測定する。BODに比べて迅速で簡易に測定できる利点があるが、同じ試料でも、微生物により酸化分解することと化学物質によって酸化分解することの差があり、BODとCODの結果は一致しない。
ノルマルヘキサン抽出物質	ノルマルヘキサン（石油の成分で、有機溶剤。）に抽出される物質で、水中の油分を言う。排水基準値は、鉱油類と動植物油脂類に分けられている。
塩化物イオン	食塩（NaCl）の成分の中のClの部分で、水に溶けてイオン（ Cl^- ）になったもの。焼却灰、焼却工場の排ガス処理での発生物に多く含まれ、処分場において浸出水の中に高濃度で溶出してくる。処分場の周辺の地下水等で塩素イオン濃度が上昇すると、処分場の浸出水が漏出している可能性がある。 地殻濃度 130ppm。河川水に約 10mg/L、海水に約 19,000mg/L 含まれる。
電気伝導率（mS/m）	電気の通りやすさを表すもので、水中のイオンの多さを示す目安となる。当処分場においては概ね塩化物イオンの濃度を示す指標としている。 初めの“m”は千分の1を表す“ミリ”、“S”は電気抵抗 Ω の逆数を表す“ジーメンズ”、最後の“m”は“メートル”を意味する。 河川水で約 11mS/m、海水で 3000～5000 mS/m、水道水で 3.5～13.5 mS/m である。
ダイオキシン濃度（pg-TEQ/L）	pは一兆分の1を表し、1 pgは一兆分の1 gを示す。 TEQは <u>T</u> oxic <u>E</u> quivalents の略で、“毒性等量”を意味する。様々な構造を持つダイオキシン類のそれぞれに毒性の係数を掛けて、最も毒性の強いダイオキシンの量に換算する。

処分場の情報発信

●多治見市立小学校 ごみ処理施設見学会

多治見市内の小学生を対象に、ごみ処理に対する理解を深める取り組みの一環として、多治見市の焼却施設「三の倉センター」と名古屋市の最終処分場「愛岐処分場」の施設見学会を開催しました。この施設見学会を多治見市の皆さまへの情報発信の機会ととらえ、愛岐処分場でのごみ処理状況を紹介しました。

今年度は、北栄小、笠原小の計2校で実施しました。（精華小は大雨警報発令による休校のため中止となりました）

（実施小学校）	北栄小学校	4年生	53名	令和6年6月18日（火）
	笠原小学校	4年生	55名	令和6年6月21日（金）
（見学施設）	愛岐処分場	（名古屋市施設）	三の倉センター	（多治見市施設）

愛岐処分場（埋立地）



愛岐処分場（浸出水処理施設）



多治見市三の倉センター

●なごや環境大学による環境学習

自然あふれる愛岐処分場の一角で、平成16年度から地元諏訪町のみなさんと協力して里山や森林の保全活動を行っています。

この里山をフィールドとして、春・秋の2回、なごや環境大学が募集した小中学生を対象に、里山再生の体験学習を実施しています。今年度は、5月25日（土）と11月9日（土）に実施しました。

（受講者数） 春：17名 秋：18名



●夏休みこども見学会

名古屋市民へのPRを目的として、平成29年度より「夏休みを利用した施設見学会」を実施しています。この見学会は小学生（親子）対象として、「広報なごや」にて募集を行い、処分場についての説明や埋立地・浸出水処理施設などの施設見学を行っております。

今年度は、7月25日（木）、8月7日（水）に実施し、親子で36名の参加がありました。

●施設見学の受入

愛岐処分場では、各種団体などの見学を受け入れて情報発信に取り組んでいます。

今年度は、名古屋市内各区保健環境委員、大学などから見学依頼を頂きました。

保健環境委員等：3件46名 大学：2件122名

企業・団体等：1件31名（12月現在）

●愛岐処分場の紹介パネル（名古屋市中区：伏見ライフプラザ13階 エコパルなごや）

「エコパルなごや」の常設展示コーナーに、愛岐処分場の紹介パネルを設け、処分場の現状などについて説明し、ごみ減量への理解を深めてもらう展示を実施しています。また、バーチャルスタジオでは、ドローンにより上空から撮影された愛岐処分場の風景やごみ埋立状況、自然環境に配慮して植樹された法面などを紹介しています。

令和3年度利用者数：約21,000人

令和4年度利用者数：約28,700人

令和5年度利用者数：約30,600人



●多治見市ホームページへのインターネットリンク

多治見市の皆さまに愛岐処分場や専門家会議を知っていただくため、平成24年度から「愛岐処分場の概要」、平成28年度から「愛岐処分場専門家会議」に直接アクセスできるよう多治見市ホームページにリンクを掲載しました。この愛岐処分場専門家会議のページにつきましては、会議開催の経緯や議事録を閲覧することができます。

●副教材での広報（名古屋市及び多治見市）

名古屋市の小学校で使用する副教材の中で、愛岐処分場のしくみや様子を紹介しています。多治見市でも副教材の中で三の倉センターや大畑センターと合わせて愛岐処分場を紹介しています。

